

平成21年 第1回 築上町議会定例会会議録（第3日）

平成21年3月10日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成21年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	17番	繁永 隆治君
18番	田原 親君	19番	信田 博見君
20番	宮下 久雄君		

欠席議員（1名）

13番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本 正君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	吉留 久雄君	建設課長	内丸 好明君
産業課長	中野 誠一君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	川崎 道雄君
総合管理課長	落合 泰平君	商工課長	西村 好文君
環境課長	出口 秀人君	農委事務局長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	吉田 一三君
審議官	白川 義雄君		

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
首藤萬壽美	1. 工事中の通行止めの標識の設置について	下水道工事や道路拡幅工事等を実施している現場の側まで行かないと標識が見えない。 迂回路の案内が少ない。 中学校前の道路通行の時間指定は。
	2. 役場・支所・公民館等の公的機関のトイレの改修について	障害者用のトイレに設置している緊急呼び出しボタンや手すりを他のトイレにも出来ないか。
吉元 成一	1. 児童遊園について	町内の児童遊園は何箇所あるか。 その管理状況は。
	2. 財産管理について	今利用していない町有地、建物その他について
	3. リサイクル事業の空き缶処理問題について	今後、どの様に対処するのかを問う。
西口 周治	1. 町有既存施設について	活用状況について 今後の方向性は。
	2. 築上町のビジョンについて	どの様な方向性を考えているか。 第一次産業の将来性は。
塩田 文男	1. しいだサンコー（株）について	人材派遣廃業に伴い、町の臨時職員等、今後の雇用契約内容について サンコーの業務について
	2. 空き缶処理問題について	前回の質問について激減した空き缶の処理先は調査したのか。 町は業者が勝手に処理したと言うが、全て業者が悪いのか。又町の責任はどうか。 今後の契約等の対策は。又、町民に迷惑のかからない対策を考えているのか。
中島 英夫	1. 職員採用基準について（臨時、嘱託等）	21年度からサンコーからの派遣職員については町が直接雇用することで雇用の形態、内容等を検討しているとのことですが、要綱・規程の整備をしたのであれば公表していただきたい。
	2. 財政状況について	今後5年の財政状況を明らかにしていただきたい。 財調外の基金の状況を明らかにしてもらいたい。

武道 修司	1. 消防法改正に伴う防災対策について	各家庭の火災報知器の設置状況と町の今後の計画と対応についてお聞きします。
信田 博見	1. 定額給付金について	給付時期について 給付方法について 苦情・犯罪の予防について
	2. 入札制度について	一般競争入札について 指名競争入札について 今後について
	3. 林業の振興について	森林組合について（町との関係） 雇用について 今後について

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 . 一般質問

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

一般質問は10人の届け出があり、本日の質問者は7人をめどいたします。なお、時間が不足する場合は翌日にしますので御了承ください。

また、質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名をつけて発言してください。

それでは1番目に、1番、首藤萬壽美議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 通告文に沿って質問いたします。

ただいま椎田地区もさることながら、築城地区は下水道工事と道路拡幅工事が各所で行われております。いつも思うんですが、私は築城の道はほぼ熟知しているんですけども、その場所まで行かないと交通どめの表示がないというのに再三出くわします。一番やっぱり困ってるのは宅配便の方だとか、それから、よそから来た車だとかが右往左往してるところがよく見かけられるのですが、迂回路を書いているのはごく一部分にしかすぎません。そのところをどういうふう

に業者の方に指導しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） 下水道課の久保です。

今議員さんから御質問のありました下水道の工事中の案内板、工事指標が見えにくい。また、迂回路の案内が少ないという御質問でございます。今年度、本下水道課といたしまして、築城地区で合計19カ所、それから椎田地区の椎田西部におきまして14カ所、合計29カ所の下水道工事を実施させていただきました。

先ほど議員さんからの御指摘もございましたけれども、下水道課につきましては、その集落内に続いて下水道管の埋設ということで、下水道の供用開始についてはなるべく家の密集した地区について、一連その地区を一带として供用開始をしたいというのが狙いでございますので、どうしても工事の箇所が集中してしまうという傾向はあると思います。

それから、御指摘の案内板につきましては、警察のほうの道路交通法の関係で、警察署のほうから道路使用許可ということで許可条件をいただいております。その中に大体50メートル、そ

れから100メートルの箇所に案内板を設けるということで御指導を受けております。その条件でやっているんですけども、中には、下水道の場合は工事が数百メートルにわたって進捗していく場合がございます。そういった中で、当初はきれいに設置しておいても、段々その工事の期間中それがずれていくとか、そういったこともあるのではないかと思います。

また、私たちの監督者としてそういった指導、それから点検ということで、業者のほうにも工程会議等を通じまして、再三そのことについては、まず安全な工事を施工することが一番大事ですので、重々その点を申し上げておるんですけども、まだまだ中には工事を急ぐ余りそういった看板の設置について点検が不十分という箇所も見受けられるやに思っております。

そういったことで、また迂回路の迂回路板、迂回路板については議員御指摘のように、その辺の生活道路、そういったことについて、これ私たちも工事の前にその地域内に入りまして、自治会長さんを初めとする受益者の方たちとそういった会議を持っております、打ち合わせ会議を。そういった中でまた我々も気づかない点といたしますか、その生活の中の地区道路、生活の道路がどういった観点で皆さんが利用されているのか、そういった細かい点までまだまだ十分に聞き取れていないという箇所があるやに考えられます。

ですから、そういったことをこれから といいますのが、町の職員におきまして、それから、大体工事の施工については、こういった条件については地元の業者のほうで道路の使用ということで警察のほうに許可を求めてやっていくわけですけども、何分最低限の保安施設しか設けないといった状況があろうやにも考えます。

そういったことですので、今後そういったことを自治会長さんを初めとする住民の方に、そういう最初の住民の説明会議の折にでも十分聞き取りをいたしまして、今後そういうことのないように、議員さんの御指摘を反映させていただきたいというふうに考えます。

議長（成吉 暉奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 今築城が19カ所、椎田が14カ所だったら33カ所になるんじゃないですか。（「築城15カ所です」と呼ぶ者あり）15カ所ですか。とにかくたくさんところがやっていると、例えば俗に言う下築城ていうところがあるんですが、そこを今やっていると、築城中学校の裏のほう、六反田で昔言ってましたが、そのところと、あそこは西八田になるんですか、池のあるところ。西口議員の家のちょっと手前のほうと、一遍に同じ時期にしましたので、そうすると中学校のほうから入ってきた車は全部また中学校のほうに戻ってくるわけです。そういうとき、同じような道をどっちにも抜けられないというような工事の仕方をどうしてするんだらうかなということを考えてます。

今、久保課長が言われましたように、やはりすべてを行政が把握するわけにはいかないかとも思いますが、そのところを、前に一度私副町長に言いましたら、副町長が歩いてみてみようて

言われてましたが、見られたのかどうかその後改善が見られません。

それともう一つは、これはもうモラルの問題なんですけれども、工事現場の人たちがおやつを食べるのか、お弁当空もあるんですけど、缶も、それからお菓子の袋も、お弁当の空も入った袋をその付近に捨てます。これはちょうど私の家のほうのところをやってるときは、私は工事現場の工事の業者さんの社長さんを存じ上げてましたので、ゴミ袋を渡してくださいと。そして缶と燃える物とは別に、そしたら私たちのごみばこのところに置いておいてくれれば私たちが後で片づけますからということを伝えられたんですけども、各場所でそういう工事をやってる方がばいばい捨てるんです、ごみを。そういう指導を日々行政のほうから言わなきゃできないのか。やはりそこんところは業者の方のモラルに関することですから行政からは注意はできませんか。ちょっとみんなで考えてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） 下水道課の久保でございます。

今議員さん御指摘の徳光池のところの道路工事の関係でございますけれども、ちょっとその辺のところまだ私把握ができておりませんでしたので、今後担当のほうとも十分協議して、今後そういったことのないように心がけたいというふうに思いますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

それから、後は工事のマナーの問題、工事関係者のマナーの関係ですけれども、この点についても、一番当初我々も工事の打ち合わせ会議、その点について、このことについては、もう議員さんも御存じだと思っておりますけれども、当然出てくる問題ですので、御指摘の件について、業者のほうに指示はいたしております。

されど今議員さんがおっしゃったように、そういった実態がまだまだ見受けられるということは、まだ我々の注意がまだまだ足りないかなというふうに考えますので、今後そういった会議、うちのほうと業者との打ち合わせ会議というのは再三持っておりますので、その機会を利用して今後ともそういった注意の喚起いたしますか、それを促してまいりたいというふうに考えます。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） では、そういう点については一応指導していただくということで終わりたいと思います。

3番目の中学校前の道路通行の時間指定ができないかということなんですけど、これは今、きょうも、今朝も立っておりましたら、大型トラックが福岡ひびき信用金庫のほうから入ってきまして、左に曲がって住宅のほうに材料をおろしに行くんです。できれば7時40分ぐらいから8時20分までが中学校の登校時間です。物すごい大きい車ですから道路いっぱい、しかもあそこ

はTの字、中学校を前にしてTの字の道路になっていますので、鋭角になってますから、もちろん歩く人もとまらなきゃならない、車も全部とまらなきゃならないで、合計きょうは大型トラック3台、それから中型トラック3台、普通の軽トラックが、軽トラックていうんですか、軽のワゴン車が2台同じところに行きました。あれは下水道じゃないと思います。どこの工事、名前はちょっと言いませんが、ちゃんとトラックには築城の業者さんの名前が書いてありましたけど、そういう通行時間、交通の通行時間の子供が通学をしてる時間だけちょっと避けてもらえないかということは、これはお願いできないんでしょうか、町長。担当課長のほうがいいですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

今御質問の道路の交通規制については、この規制は町のほう、町道であっても町が行うのではなくて、県の公安委員会が行うということになります。手続といたしましては、学校やPTA並びに地元の自治会長さんのほうから要望書を出していただくと。それとその要望書には、その道路で日常使っている方々の同意が必要になります。その同意書をつけていただいて町のほうに出していただければ、町長名で県の公安委員会のほうに、その規制についての申請を行うという手続が必要になってまいります。

議長（成吉 暲奎君） ちょっと待ってください。回答者はもう少し大きな声を出して言ってください。ちょっと聞き取りにくいですから。はい、首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 県の公安委員会のほうに要望書を地元の通っている方々の同意を得て町長が出す。通ってる方で言ったら、そしたら中学校の生徒は皆通るんですけど、全員の家族から出さなきゃいけないんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。

日常、いわゆるその道路を生活道路として使ってる方々ということになりますので、主にはその道路に面して住んでいる方々、その規制をかける道路、通行区間に住んでる方々ということになります。わかりますか。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 済みません、小さいことをお尋ねする。道路に面してる方々の交通規制をお願いすると言ったら、じゃ、保護者のほうとか学校から頼みに行かなきゃいけないということですね。その人たちはそんな別に困ってないんですよ、朝早い時間だから。そういうのもやっぱり道路に面した人たちの要望があるんですかね、学校からの要望じゃだめなんですか。教育長どう考えます。生徒の生命の問題です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応交通規制に関することは県の公安委員会ということになります。そして、あと地元からの要望ということで、これは関係者のいわゆる一方通行にしてほしいとか、それから、時間帯は 例えば桜土手がありますよね、花見のシーズン。ここを一応通行どめにする、もうすぐやります。そのときには、その関係者の皆さん、通る人ですね。通常通る人、だから先ほど課長が言いました家の居住している方々のまずやっぱ同意が要ります、これは。そして、これはもう当然学校からそれは一応やりたいということで、教育委員会がやりたいということで、学校からそれは皆さんに話しかけていっても結構でございますし、そこで同意がとれなければ申請ができないと、このような形になるんでございます。これでよろしゅうございますか。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 今後ろのほうから業者に指導したらいいじゃないかて（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってください。要するに（発言する者あり）道路（「ちょっと私語はやめてください」と呼ぶ者あり）道路を大型トラックが入ってくることが非常に生徒たちの生命に危険を及ぼすと感じられるような毎日なんです、今。だから多分もうある程度大きな材料を運んでしまえば通らないだろうと思うんですけど、ちょうど朝生徒の通学する時間なんです、それが。その後は通ってない。だからそこんところを道路規制をやるのか、それともそこまで県の公安委員会にいろんな地元の人たちの意見を聞いて、それから学校も教育委員長はまだ、教育長はまだ何も御返事いただけませんが、学校としてそれを要望するのか、そこんところはまだ私も帰って話してみないとわからないんですけども、もしあれ生徒が1人でもトラックに巻き込まれたら、要望書だとか何だとか言っておれないと思うんですけどね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 1番の工事中の通行どめの標識、標識はできないけれども、これは業者に自粛を求めることはできます。この一応入札の条件の中で何時から何時までは一応大型トラックの通行は差し控えるようにという、これは、だけどもその業者だけに限りますけど、ほかの車が入ってきた場合の部分を今は 2番、3番目の分を私今答えたんですけどね、3番目の分で答えたんですけども、工事期間中の当該施工業者の分については、これは一応要望という形、町からの要望、これはできます。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 質問の相手というところに教育長の名前は入れてませんでした、もし中学校、その生活道路として利用している方々の許可を得るということは、あすこは家がありませんので、余り。大したことありませんから、1軒か2軒こっち側、こっち左に曲がったところは県営住宅じゃない促進住宅、あれ何住宅、雇用促進住宅だけですから、とることは簡単に私たちが行ってもお願いできるんですけど、学校側として危ないねて言いながら私たちがいつ

も見てるんですけど、学校側としてそういう要望書を出すということに関しては教育長どう思われますか。

議長（成吉 暲奎君） 神教育長。

教育長（神 宗紀君） 当然生徒に危険を及ぼす可能性がある場合は、学校を通して要望書を出すことはやぶさかではありません。校長とよく話をしながら、また先生たちが手分けして朝30分ぐらいの時間ですから、朝はね。帰りはちょっと時間帯が広がるかもしれませんが、指導で立ってもらうちゅう手もあると思います。校長と相談してみます。要望書を出すのはできんことではないと思います。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 別に朝は保護者や私たちが立ってますので、きょうも学校の先生も立ってます。だからもちろんトラックにこうして、とまって通したりはしてるんですけども、もしその時間がそういうふうに緩和できるんだったら、その時間だけでも、せめて7時50分から8時20分の間だけちょっと大型トラックは入らないようお願いができたらなという気持ちできょうこの一般質問にしたんです。本当ぎりぎりなんです。きょうみたいに晴れてる日はいいんですけど、傘を差してる子供たちなんかだったらもう傘が巻き込まれそうになって、ちょっと待って、とまって言いながら走り寄って行って通すというようなことを、ここ3週間ぐらいやっていますんで、もし何か手立てがあれば、簡単に県の公安委員会までに言う言わないに限らず、もし手立てがあれば考えていただきたいなと思います。

これでこの件については質問を終わらせていただきます。

次に、2番目に出してます役場だとか支所、公民館等の公的機関のトイレの改修について、これはせんだって12月議会で吉元成一議員も言われてましたが、洋式トイレが非常に少ないということで、障害者の方のみ、障害者の方だけでなく一般の高齢者の方、私たちぐらいになりました。でもやはり和式よりも洋式がいいという気持ちはあります。しかし、全部の今公的機関のトイレをそういうふうに洋式にやりかえるということは財政上でも難しいことであろうと私は思っております。

それで、せめて和式のトイレであって、これをなぜ私は言おうとしたのかというと、先般ルミエールで和式のトイレに座ったお年寄りが立てなくて、一緒に行ってた娘さんが30分も出てこないというので慌てて、男性だったんですけど、男性トイレだけれど入っていいですかと言ったら、結局そこで座り込んだまま立てなくなっていたわけです。手を貸してももちろん出しましたけれども、そういうことがもし役場だとか公民館だとかに来られたお年寄りの方が、そういう和式のトイレなんかで立てなくなったりしたときの場合のために、洋式トイレを設置するまでいかななくても、せめて緊急呼び出しボタンをつけたり、手すりをつけたり、それから手すりなんですけ

ど、どうして横につけるんですかねと思うんです。車いすの方は横のほうがいいんですが、手すりは。ただ車いすじゃない方は前のほうが手すりを持った、1回やってみてください、皆さん。横の手すりを持って立つて非常に難しいんです。前のほうに手すりをつけていただきたいと思うんですけど、その件についてはどういうふうに思われますか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

ただいまの御質問ですけど、全般的な視点でまず御解答したいと思うんですけれども、町の既存施設の一般のトイレですね、障害者用ではない一般のトイレにつきましては、現在のところチャフルを除きまして緊急ボタン、手すり等は設置がほとんどできてないというのが現状でございます。

町内の施設は御承知のように大変老朽化しております。当時の建築においてもバリアフリー的な考えがそこに入らなかったということも一つの原因だろうと思います。なかなか一般のトイレの改修までちょっと手が回らないというのが現状でございます。

ただ、手すりとか、今議員さん御指摘の手すりとか緊急ボタンですか、このようなものに、簡易な物につきましては個々の施設の利用状況、そういったものを考慮して必要性があればそういったことも判断してもいいんじゃないかなというふうに、全般的な視点でございますけれども、そのように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 洋式トイレになれば一番いいとは思いますが、なかなかそこまで手が回らないということなんです。新しく建ったところであっても障害者用のところだけにしかついてないです。トイレで奥まったところにあります。そこで声を出してもなかなか聞こえません。本当、全部につけるていたら大変だろうと私も思いますし、例えば公民館のトイレなんか呼び出しボタンつけたら、子供たちが出入りして遊び半分に押ししたりしないかなという懸念もあります。けれども、手すり一つつけてくれるだけ随分助かる人が多いんです。和式トイレにしゃがんで、それから立つていうのは、非常に足腰を痛めたお年寄りに関しては苦痛です。できれば必要に応じて、せめて3つあるトイレのうち1つつけるとか、そういう手立てでもとっていただければ幸いかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

いろいろの施設がございますので、個々のそれぞれの施設の管理担当のほうで状況判断して、必要があればそのような形をとるといようなことになってもいいんじゃないかなというふうには思っております。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 課長ね、私聞ってるの、必要があれば、必要があればという答弁なので、私必要だから言ってるんですよ。その必要であればというのはだれが判断するんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

施設の管理者といいますか、その管理主管課のほうで判断ができるんじゃないかなと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 副町長、何かお答えしていただけるように。後ろでお答えしないで、私に答えてください。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。

財政課長ですので、金庫番、金を持っておりますけど、前向きに取り組んでいただければということで進言したところでございますので、そこら辺は十分前向きに検討させていただきます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 言葉じりをつかんだわけではないんですけども、やはりこの前ルミエールで起こった事件については、やはりお年寄りがみんな怖いねということをお話してました。それで、できればよく高齢者の方が立ち寄られる公民館だとか、それから今度役場のこの本庁のほうだとか支所のほうだとか、椎田の中央公民館だとか、そういうところを全面的に最初に。体育施設はそんなに高齢者の方行かれないと思いますので、まずそういうところから、財政上厳しいかもしれませんが、手すり1個つけるのにそんなに何百万もかかるわけじゃないんですから、早急にやはりそのところはしていただきたいとお願いして、私の 町長答えます。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 行います。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） では、よろしくそういうところを、地域にやっぱり優しい福祉の町づくりということを町づくりの中で掲げておられました。子供の生命を守ることと、やはり高齢者や障害者の方に優しい町づくりをまず先に予算がどんなに少なくてもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） はい。お疲れさまでございました。

.....
議長（成吉 暲奎君） それでは2番目に、12番、吉元成一議員。

議員（12番 吉元 成一君） じゃ、一般質問をさせていただきます。

1番目の質問事項の児童遊園について。町内に数カ所児童遊園があると思うんですが、その児童遊園の個数と現在児童遊園として現実に活用できている箇所数を上げてほしいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。

児童遊園でございますけども、旧築城町地区に31カ所、旧椎田町地区に19カ所で合計50カ所ございます。その中で遊具を撤去している箇所が旧築城町地区で11カ所、旧椎田町地区が4カ所ということで、15カ所が一応遊具を撤去した状態になっております。

なお、今月じゅうにあと2カ所遊具を撤去するようになっております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 11カ所と4カ所、遊具はあるわけですか。（「いや、逆に」と呼ぶ者あり）逆ですか、なくしたのね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 今申し上げましたのは、撤去している分でございます。現在あるのが築城地区に20カ所、椎田地区15カ所の35カ所。今月中に2カ所また撤去いたしますので、33カ所ということになります。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 随分数あって僕もびっくりしたんですけども、この中で具体的に今その地区地区で利用度については今どういうふうに把握してありますか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。

利用度については、どの程度利用しているかについては把握はしておりません。段々この遊具撤去いたしましたのも、遊具は老朽化いたしますけども、その場合、修繕あるいは取りかえということで自治会と地元と相談するんでございますけども、利用を、子供さんが少なくなって利用が少ないということで、撤去を希望されるところが多いということでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 質問事項の中に何カ所あるかと、その管理状況はと、こう書いておりますので、具体的に調査ぐらいしていただいたかなと、この35カ所あって、2カ所撤去

すれば、33カ所の中で遊具として危険性を伴わないで子供が自由に遊べる児童遊園として活用できるものがほぼ何カ所ありますよというぐらいの答えを期待して質問に立ったつもりなんですけど、その準備ができてないんで残念でならないわけですが、じゃ、逆に言うと、もうこれは33カ所のうち何カ所、これはもう児童遊園じゃないで、どうしようもないよというような箇所が何カ所ぐらいあるか、それも把握できてませんか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 遊具の状況については、去年の7月9日の日に全部一応回って調べております。その中で、遊具がもうちょっと老朽化して危険な場所が4カ所ばかりありました。2カ所については立ち入り禁止ということではしております、あと2カ所については今度撤去してほしいということで、撤去する予定になっております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 私の質問については、当然議会が始まってから質問事項を出した。それから何日かなりますけれども、福祉課のほう、課長1人が職員じゃありませんし、すべてが忙しくて手が回らんというような状況じゃないと思うんです。質問に対する、議会議員の質問に対する回答において誠意が余りにもなさ過ぎると、こういうふうには私は思います。答えが出せないと、はっきり把握できてないというようにとられても仕方ない。

じゃ、このことについて、何でそこを厳しく言うかと申しますと、子供の生命にかかわること。遊具が朽ちて、その遊具を使ってもし事故があったときに、撤去する費用よりも補償する金のほうが町には負担がかかると思いますし、そういった問題が起きたときに、また対外的に築上町の管理状況はよくないと、こういうことを言われる可能性が多いわけですから、その点について、今何カ所ありますかと、僕がぼっと見た目で、もうススキが生えて、もう木が立ってどうしようもないようなところもあるんです。

33カ所まだ残るわけでしょ。33カ所残る中で、じゃ、せめて五、六カ所とか10カ所使えるところがありますとかいう答えをいただければ、誠意のある回答だなと、こういうふうには思うんですけど、全くわからないような今の答えじゃ状況だと思う。

先ほどの首藤議員に対する回答も、首藤議員もう納得して下がったみたいですけど、あんなもの、ちょっと余談になりますけど、業者のほうにお願いしたら悪いという業者いないと思うんですよ、でしょ。

それともう一つは、大型なんかは決め事で8時半以降じゃないと入れないとかいう決まりがある工事もあると思うんです。そんなことも勉強してないんですよ、こういうことを言われたときに。

私が何で児童遊園のことを言うかという、これ児童遊園については用地を買い上げて、遊具

をつくって、児童遊園の1つの形ができる前に100万や200万でできてないんです。じゃ、使えなくなった児童遊園については、地元と話し合ってますと、自治会政治をやってますので、自治会長で話し合いをしてもらおう。いや、子供が少ないからもう要りませんよと、こういう話になったところについては撤去すると、そういう形で取り組みをしてると思います。

しかし、そういったことも少なくとも自治会との話し合いをしていれば、私は前向きに取り組みをこれからやるんだろうなと思うんですけど、私が聞いたのは、危ないからゲートボールをやっている地区の人が、ゲートボールしてるときに、その遊具がもう今にも崩れて朽ち果ててダメなのに、子供が来てそれにぶら下がったり上ったりして遊びよる。おるときは注意するんやけど、いつでも入れる状態になっとるから、もうこれ撤去してもらえんやろうかという話をしたら、役場がどういう回答をしたか、お金がありませんと、こう言うた。撤去をする予算がありません。そりゃ何百万かかるかとか、何百万もかかるようなことやないと思うんですけど、じゃ、予算がないからその間に子供が死んでもいいんかと、こういうふうに言われたんです。ぜひ議会でその話を公にしてくれと。ほかのことを置いとって子供の生命を守るべきやないかと、こういうふう言われたんです。なるほどと思いましたので、私もその場所に行ってみました。撤去したほうがいいんじゃないかなと思う。

撤去の後に遊具をつけるかつけないかについては予算がないからちょっと待ってくださいとか、どうしてもそこの子供会、子供が活用する、田舎だし遊ぶところも、住宅街だし遊ぶところもないから、道路とかで遊ぶよりも児童遊園で遊んでくれたほうが子供のためにもいいからということで、ぜひ新たにつくり直してくださいというたら、それは順番待ちでもして、児童遊園の施設を、遊具なんかをつけるという取り組みをする。今待ってくださいというんなら待てると思う。でも、崩れたものを撤去しないと生命にかかわるような状況が起きたとき、築上町が責任とれるんですか。前向きにそのことを取り組んでいただかなければ大変な問題になりやしないだろうかと、まず町長が就任当時、裁判までなったため池に子供が落ち込んで死んだね、あの件でも結局は補償したんです。余りにも児童遊園の今の課長の回答による管理のずさんさ、このことによって町民が子供がけがしないだろうとか、お母さんたちが心配してるということを十分考えていただいて、今後このことについてどういう取り組みをするか答えていただきたい。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。

撤去の御相談のあったところは、予算化した上で撤去をしております。まず、予算がないとできませんので、予算化してからという形で御返答申し上げたと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（１２番 吉元 成一君） 予算がなかったら子供が死んでもいいんですか。町としてはそういう考え方ですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 児童公園ということで、一番つくる発端は、築城も椎田もそれぞれの地域の要望によってつくってきたということがございます。そういう形の中で、管理は全部地元で行いますという条件のもとにこれはつくってきたという経過もございます。

しかし、されとて町の施設は町の施設だということで、先ほど吉元議員の指摘のように、もし事故があったときは、これは最終的には町の責任になろうかと思えます。

この前のため池の件でも水利組合の管理の範疇にあったんだけど、また自治会の管理の範疇にあったんだけど、ため池という形であれば町の責任。それで、せめてフェンスも町がしておいたということで、これがかぎがかかってなかったということで、やっぱりこれは最終的には町の責任という、裁判所のほうは和解勧告ということで出てまいりまして、議会に相談して、もう仕方ないだろうというようなことで和解してきたところで、そういう対処にならないためにも、やっぱりこれは早急に私はやるべきだろうと。いわゆるそういう要望が出てくれば、予備費を使ってでもやるという形に。だから担当課のほう、予算がなければそういう予備費の申請してください。そういうことでやります。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（１２番 吉元 成一君） ということなんですよ。課長は町の財政を考えて、なるべく金をかからんように頑張ってくれてることについては認めますけれども、そういった重大なことに対してはやっぱり課長会や副町長もおられることだし、最終的には町長の判断でしょうけれども、そういったところで結論を出して、もうきょうは公の場で町長が取り組むということを書いてくれましたが、１つの例としても、次の財産管理というのを、次に何で一般質問の中に入れたかと申しますと、これダブらせて考えてほしいと思えます。

まず、地元で管理できない。ただ、草が生えっぱなしになってるところもあり、利用してる、ゲートボールとか利用してる場所は地元の人が皆管理してる。しかし、遊具を撤去したりとか、入れかえたり、新しいものにかえるというだけの財政力は各地区にはないと思うんです。当然町が負担しなければならないということで、児童遊園が要らなくなったと、だから撤去してくださいという形で撤去された箇所、あるいはこれから先そういったことが随分ふえてくる、場所がふえてくると思いますが、そういった場所の最終的にそのまま放置しておくのか。町有地ですが、この管理について、児童遊園を撤去した後の管理はどうするのかということをお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。

児童遊園、撤去したところがございますけども、中に何カ所か草が生えてる状態がございます。現在、自治会のほうにその管理をお願いしているわけがございますけども、売却するのも一つの方法ではないかと思いますが、地域改善で取得した児童遊園については、その土地代も補助金の対象になっている箇所もございます。それで土地代については減価償却がなく、そのまま補助金返還になりますので、その辺も勘案しながら、今後売却のほうも検討しなくてははいけないかと思っております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） それを言うといわないかんことになるんですよ。じゃ、地域改善対策の特別の措置で事業をやった事業箇所だったら、それが朽ちたらそのままほったらかしていいのかと。このメニューだから、このメニューでもうできないから次はほったらかすんですか。だからほったらかすという言い方をしたら大変言い過ぎかもしれませんが、だからいろんな施設ができて、全部管理がうまくいってないんです。

今指定管理者制度をつくって集会所なんか全部やってますけれども、指定管理者に幾ら払って管理してもらってるか知りませんが、とてもすべて責任を持ってと言われてもできるような状態じゃない。かといって、管理者に受けた人は、やっぱり町の財政の今の厳しさを見ながら無理を言わんでとにかく頑張っていくと、こういうふうになるんです。

それで、法律の範囲で補助金を受けた事業のメニューでやった事業の用地については、売却するのは非常に困難な可能性があるとか、それはそれでいいと思うんです。だから、僕は今担当課長でいったら福祉課長が答えますが、財政課長が答えるのかなと思ったんですけど、児童遊園等を含んだところの次の質問と同じ重ねていきますよと言ってるんですから、含んだところの町内にある施設、例えば集会所等もそうですよ。管理状況よくなくて天井雨漏りしてますよと、人権課長が見に行っただと思うんですけど、雨漏りしててどうしようもならんということで、じゃ、修理できるかといったら、いろいろちょっと検討しますいうて、もうそのまま人権課長なってることもあると思うんです。そういうったものについても、まず払い下げができるような、あるいは入札にかけて財産の処分しなければできないようなところを、入札でもかけられるようなところは希望者がおればもう買ってもらったらかどうかと。

というのは、築城の築城中学の横の六反田住宅、壊しました。きれいに更地になってます。当時の財政担当の、今は会計管理者ですか、田原さんが言われたのは、区画で整理して分譲で売ったということでしたけど、その点については今どこまで、進捗状況どこまで進んでます、財政課長。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

六反田住宅の跡地につきましては、現在整地した状態であります。以前からも分譲で販売すると、払い下げするという事で方針を立てて、早期のうちというふうに検討しております。

ただ、検討する中で、宅地として分譲ということになりますので、下水道の問題とか道路の問題とか、そこら辺をちょっと加味しながら処分するという事についての検討はしております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 六反田の件だけじゃなくして、椎田地区にも水道が引かれれば売買のときの条件としてはよくなると、町有地があるのでそこに引きましたということも過去の例の中にはありましたんで、そういったことを、こういう指摘をされる前に、やっぱり今は町財政的に厳しいわけですから、財産を処分するという事をするなら、一番買ってもらえるような場所から考えて、やっぱり随時計画を立てて、そういった行動を具体化するべきだと。勘違いされて、新聞でいろいろ出てましたけれども、町が金がないのに補償費出したとかいうような、あれ町が出したんじゃないでしょ、県が出したわけですからね。ああいったことも言われる中で、町がそんな状態やない。補償費出したりするような今状況やないと思うんです。無駄な金使うような状況やない。

そういう状況の中で、皆さん新聞を見たら新聞が正しいと思いますので、もう少し明るい、町が財政的に少しでもプラスになるような形で町有地の処分をするような取り組みを今後町長進めていただきたいと思います。どうお考えですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町有地も相当散らばっております。その中で行政財産の町有地、それから普通財産の町有地ということで、本当に行政的に、先ほど児童公園あたりも行政財産ということでございますが、実態としては、この児童公園の部分は自治会に管理をまずはゆだねておると。自治会がもう手がだるいという形になれば、町が普通財産に引き上げてそういう売買、いわゆる入札に付して販売することも、これはやぶさかではございませんし、それからまだ相当数普通財産でございます。本来なら売ろうという方針を出しているけど、なかなか事務がそこまで行きついでないというのが現状でございます。時期を定めてそういう町が不要であるというような普通財産、これについては極力販売をしていくという形で事務を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 戻るんですけども、児童遊園の件について、僕が言ってる箇所わかっていますか、理解してるんでしょ。してるかしてないかだけでいいんです。僕が今地域の

人からこういうことなんだけどと言われたことについて、あなたは理解してますか、担当者として。わからないですか。じゃ、いいです。

例えば、こんなことは個人やったら許されることかもしれませんが、たまたま自分のとこ重機もあるから、もう金は後でもいいから壊しといてやらない危ないというような、そこまで町民が気使いよるのですよ。そういう場所もあるということを頭に入れとってください。また後で説明に行きますので。そういうことをさせられることやないと思うんですけどね。

それで町長、今普通財産とか行政財産とか言いましたが、町長はもういつの議会やったか忘れてたんですけども、議員の質問に対して城井中学校の跡地、テクノスマイルに今貸してますよね。これをもうどうせ売らないかんだらうと、こう言ってましたが、その辺については、そら町が、町長が築上町の長として自分の物なら売らないかんといいんでしょけれども、回り、上城井地区と下城井地区、グラウンドは上城井地区なんです。校舎の部分が下城井地区になるわけですが、あの中学校に対する思い、あの学校の跡地に対する思いちゅうのは物すごいものがあると思うんです。それで、是が非でもあれを売ろうという考えですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） このテクノスマイルの契約の中に、当初登記が済むまでは賃貸でということで、たしか月10万で120万ぐらいですか、年間。そういう形で賃貸契約をしております。

そして、登記が済んだ暁には売買するということで、前築城町時代に約束が交わされておるといふようなことも私は聞き、一応登記がすべて昨年完了いたしましたので、テクノのほうには早く買いなさいということで、そして、これ城井中学、防衛庁の補助金で工事やっています。その工事の代金を旧築城町はテクノに 返還金ですかね、補助金の。返還金をテクノに立てかえをさせて返還をしておると、そういう経過もあるようでございますし、これはもう売らざるを得ないということで、一時私は1回いつの議会だったですかね、たった10万ぐらいの形じゃ次が契約できないといふような話もしたことございますけれども、そういう形で、その後私もはっきりそういう補助金等々が、返還に対してテクノが立てかえて補助金を返しておるといふような話も聞いておりますし、これはもうテクノに売らざるを得ないと、このように。

そしてまた、テクノのほうも、あの敷地内に1つ自分でいわゆる宿舎を、何人が居住できる宿舎も建てておるとございまして、そういうことで、これは売らざるを得ないと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 町長の考え方と私の考え方違うと思うんですけど、テクノが返還金を立てかえたと。町側が企業に買わせるために返還金を立てかえらせるようなそんな政治をしてよろしいものでしょうか。住民知らない人十分いると思います。

それともう一つは、敷地内に建物建てたと。でも、5年間の契約だったら、もし売らんとするなら崩して持ってかえらにゃしょうがないやないですか。それを売る理由にすること自体が間違ってると思いますよ、でしょ。

せめて町長がそういう考え方であるならば、地区懇ちゅんですかね、こうずっと自治会回って懇談会か何か3月やるんでしょ。そのときにやっぱりあの近辺の自治会には、そういう意見が出なくても、町長のほうから進んで説明をしていただかないと、やっぱり昔のあすこの1期で出た人があるんですけど、その人の文書が、古い文書が、気持ち、思いが残った文があるみたいです。役場の職員持ってるって言っていましたけれども、それ見たときに涙出ましたと、あれ売らんですかということを知られたもんですから、たしか町長は売ると言っていたよと。でも、その思いがあるということ、住民の中にはそういう売らないでほしいという思いもあるということ、町長しっかり頭の隅に置いてもらって、地域のいろんな説明をするとき情勢としてこういう状態なんですよ。皆さんがそらつまらんちゅうて反対運動起こるかもしれませんし、理解してもらえよう努力をしていただきたいと思いますがどうですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 合併のときに、そういうひとつ売るという条件で貸しておると、登記が済んだら売るということではっきり合併のときの話の中では出てきておりますし、そこんところ、また地域住民の皆さんの意見を集約して、築城町の、当時ですね。話ができたんではないかなと思っておりますけれど、時間がたてば住民の考え方も少しは変わる可能性もございますし、町政懇談会ではそういう話もちょっと皆さんにどうでしょうかねという話をしながら、基本的にはテクノとの約束は売るということになっておりますんで、そここのところを加味しながら、住民の意向も確かめてみたいと思います。

議員（12番 吉元 成一君） もう1点。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 子供みたいな発言であると思うかもしれませんが、じゃ、後は交渉次第で1円でも高く買ってもらえるような状況じゃないと売らないというぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

次に、リサイクル事業、空き缶処理問題について。皆さん物すごく興味のある質問だと思います。西日本新聞が記事にしまして、町長が業者から金をもらっておらせんかというような評判もちまたでは立ったと。町長もそういうことを聞いて、私は憤慨しておるということで、西日本新聞の記者の方には私がおるところで言っていました。議会の説明しておるときにも言っていましたけれども、皆さん知ってますが、週刊誌が書くような、たら、ればとか、なかりうかとかいうような書き方せんでくれということ言っていました。今もその気持ちは変わってないと、こういうよ

うにと思いますが、厚生文教委員会が開かれて、1回僕は傍聴しました。しかし、ほかの議員さん方は話の端々で、世間話の中で執行部はこういう考え方をしてるだろうということは少しは耳にしてると思いますけれども、委員会には出てないわけですから、であろうがだったになる。人の話はそういうふうになりますので、この公の場でちょうど僕ももう一度確かめたいんですけども、その当時、委員会で話をしてました。僕は傍聴して口を挟めなかったんですけども、副町長の話の中で2点ありました。

得た利益とされるものを、相手方と話し合いをして、その空き缶が場内に持ち込まれて処理費がかかると、かかった分を引いて、残ったもうけ分について、もうけたらとされる、不正にもうけたとされる部分については返還を迫ろうという考え方でA案とB案がありますと。それを提示してましたけど、委員会のほうではもっと詳しくということで、また再度ということで今度また委員会をしてました。その中でどういう答えになったか知りません。それが1点。

それについては、委員会のほうも僕が聞いた範囲では間違っていないと思うんですけど、それは執行部の考え方だけで計算するのもおかしいんじゃないかと。ちゃんとした形の計算方法もあると思うし、やっぱりちゃんと分析すべきではなかるうかと。その結果、相手がそれに納得しておるんだらうかということもあったと思います。その結果、次回にという話になったと思うんです。

それともう1点は、町長、副町長、担当課長の責任の所在を明らかにするために、決まりのコースで給料の減額と。町長は給料の減額するのが好きやねと、そういうふうにした町民もいます。何かあったら給料の減額すれば物事が片づくかと。ということは、給料の減額をしなければならぬという気持ちになった、その根拠です。悪い事をしたからするんですか、それとも皆さんに対してのどういう気持ちで減額という考えに至ったか。この2点をちょっとお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 環境課の出口です。

この問題が発生いたしまして、今議員さんからも御説明にありました厚生文教委員会を2月23日、そのときにつきましては、不当利益、民法703条での返還を提示して、町としまして方針を示したところでございますが、その後、数値の算出につきまして御意見いただきまして、3月6日に再度厚生文教委員会を開催いたしまして、町の方針を示し、理解を得たところでございます。

厚生文教委員会の御意見をもとに公認会計士、弁護士等協議して結果を参考としまして、機会利得の喪失としての町の推計販売額を損害賠償額として1,056万7,067円を請求交渉することと、町といたしましてはすることといたしましたこと、ここで報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 処分ということで一応今考えておりますけれども、これやっぱり管理監督責任ということで、本来ごみの集積場に持ってくるべき空き缶が持ってこられなかったのが、この報告もなかったし、それからその責任上、管理監督ができてなかったというようなことで、一応処分案は町長2カ月ということで、一応最終日に減額給与の提案をさせていただくようにしておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 町長だけですかね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町長2カ月、副町長2カ月という案がございましたけれども、副町長はやっぱり1カ月で僕はいいんじゃないかというふうに、副町長が自分で2カ月で言ってるけど、私は1カ月、それで課長を減給1カ月と言ったけど、戒告でええというふうに私は考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 委員会の中でもいろいろ質問出てましたが、結局町長が問題は確信犯なのかちゅうことです。町長が知ってって知らんふりをして、いわゆる不当な利益を導いていたのかと。ここが一番皆さん興味があると思うんです。その点について、町長は知ったと思われるような発言をしたではないかということをしきりに発言されている議員さんもいましたし、私もそのことについて物すごく興味があるんですが、この場で、公の場でそのことをはっきり答えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 話せば長くなるんですけども、町があすこで処理する前は業者に委託をして処分しておったということがございます。そのときは幾らか椎田の業者も自分で処分しておったという事実があったんじゃないかと思っております。しかし、あすこで町が直接全部処理しだした後は全部全量委託と、搬入ということになっておりますし、それは僕は知らなかった。

そしてもう一つは、いわゆる赤い袋に入れる金属類ですが、それ以外にいわゆる契約ということで、大型搬出者からは直接契約をやっておる。この部分は業者自体がすべて処理をやっておるというふうなことは、これは認めておりましたんで、そういう状況がこんがらがって町長、町が認めておったという話になってきたんじゃないかなと、このように考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 委員会で私、この3月6日の委員会の報告に対しては、今難しい言葉で何か支払いのこと言っていましたけれども、1,056万7,000円を返還してもらおうよ

うな話し合いをするということですね、請求を求めるということですね。

そら相手がおってのことですから、相手はどういう対抗をしてくるかわかりません。払えないんだといえば、弁護士立てて裁判するかもわからないし、いろんな、いや、払いますよと認めるかもわからないし、それぞれについてはきっちり皆さんにわかりやすいようにしていただきたいと思いますが、前回までは2百何十万とか百何十万という話やったんです。逸失利益とか、そんなんでいろいろ計算したと思うんですけど、ところが、持ち込むだろうというのについては、これは予想ですよ、課長ね。空き缶がどれだけあったらというので、きっちり町内の自治会で何個出したとか決めて、ごみの量を調査したわけじゃないわけですから、恐らくこれぐらい、各年度の推移を見ながらこれぐらいだったでしょう。じゃ、例えばお金にならなかった空き缶については、これはすべて場内に持ち込んだわけですか。缶の袋の中にアルミはアルミ、お金になるアルミ、そのほかにやっぱり缶、鉄類でお金にならない物があると思うんです。これは仕分けせにゃいかんと思うんです。瓶でもいろいろ種類があるやない。色のついた瓶とか仕分けするでしょ。だからそれを仕分けして、後はもうお金にならなかったのは、どこで処分したんですか。そのこと聞いてます。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 環境課の出口です。

今の体制で空き缶、これは緑色の透明の袋に入れていただいております。あの袋は飲食用の缶で住民の方が皆さん分別をして缶に入れていただいております。今その他のほかの缶、金属類につきましてはそのほかのごみの中に入っておりますので、今回センターのほうに来た缶につきましては、問題になっているものにつきましては、缶類としての金属でございます。その他の金属というのは、その他ごみの中に入ってきておりますので、そこでそういったごみにつきましてはセンターで処理をしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） ちょっと今、ちょっと僕は専門家やないけよくわからなかったんですけど、その業者が処分したであろうと、お金にしたらろうといういわゆる缶ですよ。この緑の袋に入ったのはすべてお金になる缶というふうに判断していいんですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 緑の缶という、その緑の分別された缶につきましては、一般的に住民の方が御家庭で分別をされておりますので、ほぼ有価物というふうには思っております。

ただし、分別の内容まで至りますと、中に何が入ってるとか、いろんなものが現実的には入っておりますので、すべて100%が有価物ということではございませんけど、ほぼ有価物である

と思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 重箱の隅をつつくような言い方をすると思うんで、相当苦しい答えをせにゃいかんのやないかなと思うんですけど、じゃ、すべてがそうやなかったら余ったごみはどこで処分したか調査してますか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 業者の方が有価物でないごみをどこで処理をしたかという調査そのものは行っておりません。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） じゃ、どっかの山に埋めたかもわからないし、海に捨てたかもわからないという可能性もあるわけですね。可能性もあるということです、したとは言ってませんけど。そういうことも考えられるわけでしょ。

何でそんな言い方をするかといいますと、3月6日の委員会で1,056万7,000円を請求するという形で町が業者とテーブルに着きますと。全額もらえるもらえないは別にしてそういうふうにやりましょうと、2百何十万というのはちょっとみんなが黙らんかなと。こう小手先でごまかしたようにとられても仕方がないんじゃないかなと僕は思うんです。

それで1,056万7,000円が本当に利益やったら、これはあくまで仮定でしょ。何か言ったら法的に計算のできる人、公認会計士とか弁護士と相談しながら、1,056万7,000円程度は請求してもおかしくないでしょうという判断に至ったから築上町としては業者のほうに請求をするということでしょ。

じゃ、これがたとえ1万円でも1円でも契約の中でごみは搬入せにゃいかんことになっとなです。それに委託料を出してるわけですよ、課長、違います。運送、収集、運搬、搬入までを契約の中にうたっておると思うし、またそういうふうに答えてきたと思うんです。そのことを町長は監視が届かなかったことについて遺憾に思うから、みずからの身の処し方はこういう形で提案しますとこう言ったわけです、課長ね。課長についても減給ではかわいそうだからという、そこまでせんで戒告という形でいくんですよと。提案します。今はっきり言いました、最終日に提案すると。

でも、業者は金返したらいいんですか。悪いこというたら、町のこれはまだ金になっとなかもわからんわけでしょ。1円でも町が信用して委託料を払って仕事をしていた業者が不当にもうけたということを判断したから1,500万も請求するわけでしょ、1,056万も請求するわけでしょ。したら、ごみについては金になるごみを悪い言い方したら泥棒したんじゃないですか、

町から。

例えば自分とこにある何かを持って帰られた。たとえその品物が自転車でもええよ。3万円しか価値がなかったとしても、とられたほうは5万やなかりゃこらえんちゅうかもわからんですよ。200万じゃ少ないなという判断に立ったから1,056万という金額が出たわけですから、僕は今2つの案については、それはそれでよかろうと、こういうように思います。町長の減給については、町長の自分の考え方で自分の非については認めた。それについては減給がいいという、妥当、それは議会に諮りますから議会の皆さん判断してくださいということですから、これはこれでいいと思います。

僕が町長だったらどうするかも考えたわけやないんで、僕は町長やない。新川さんが町長ですから、新川さんが考えた案を出して議会がどう判断するかということが、これ1点。

それと、この2百何十万から1千何十万まで上がって、非常に厳しい対応をしてきたことについての、それと計算の仕方とかも勉強して取り組みをしてること、これもよかろうと認めたとします。じゃ、捕まえた者がすいませんちゅうたら、こらえてやるいうたら警察要らんやないですか。そうでしょ。悪いこととしてすいませんちゅうてこらえてくれると警察要らんとようみんな言うじゃないですか。でしょ。

何が言いたいかと申しますと、1社で独占で事業をやってるから横暴なやり方をしたんだろうと、みんながそう、町民がそういううわさをしてるんです。だから今後もう一つ一步踏み込んで、この契約については、返してもらおうときに一筆書いてもらう。これは僕の提案です。提案ですけど、一筆書いてもらうて、今後町に迷惑をかけるようなことがあれば、私のほうから一切契約を破棄されても結構です。仕事やめますというぐらいの意気込みがないで、金返しゃ済むんやったら、そうでしょ、年間何ぼもらいようですか、5,000万近い金もらいようやないですか。

築城地区は2つに分けて2社なんですよ。椎田地区はずっと1社、このことごみの収集については、椎田地区も2つに分けたらどうかという話も議会議員の皆さんもよく言われてる。それはずっとどうかといたら随意契約か委託契約をしてしてるんですけど、こういうことがなければそれでもよかったかもしれませんが、今後はやっぱり開かれたごみ行政にするためにも、町長が癒着して、当時いろいろ言いよった、5,000万もうけてるだろうと、5,000万の利益、これが5,000万の利益が弁護士と会計士を通じて計算した結果1,056万7,000円という結論が出た。でしょ。

だから5,000万のうち町長が1,000万もろうちょらせんかとかいう変なうわさも飛んでたわけですよ、それは事実ですよ。そういったことが飛ぶわけですから、そのことにけじめをつけさせるためにも、やっぱり町長その業者どうして切れんのかといような人も、そういう考えの人たくさん、僕だけです口出して言よるのは、やっぱり公平の原則で考えて、公平に政治をするん

だったら、町内、もう築城も椎田も分け隔てなく、3社いるわけで、1つの例では3社で見積もり入札させるという方法もありますし、まだそういった許可を、契約をしたいと、ごみの仕事したいんだという人がおれば、そこで見積もりを出させて、見積もりで一番安いところにさせる入札の方法とか、いろんなことについて町長、今後この契約について何か前向きな考え方を持っていますか。教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 2月23日の厚生文教委員会の後、その前からですけど、弁護士、公認会計士等々御相談、窓口として御相談したのは私が先頭になってやったわけです。そういうことで、200万から1,000万ということは、その会計処理上のワークマン、問題で経費を見るか見ないかどっちの判断かということで、公認会計士のほうの判断で沿ってやったわけです。

今そういうことで、今度1,056万を請求するわけですけども、これについては話がまとまるかどうかと今からの話し合いになりますけど、まとまった場合にしても、これについてはきちんとやっぱり覚書書ていいますか、文書化してやるということも弁護士のほうからもアドバイスも受けております。そういうことで覚書書を書く、取り交わす上において吉元議員が先ほど申しましたように、今後二度としない、あった場合は相当と、そこら辺は弁護士と十分協議しながら覚書書の中に取り入れられるように検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） それと契約については年度変わりで1年ごとに更新するんですかね、今の状況は。

議長（成吉 暲奎君） はい。

副町長（八野 紘海君） 契約書案につきましても、もうある程度大きく転換いたしまして、3月6日に契約書、新しい契約書案を提案したところでございますけれども、ちょっと時間が、審議する時間がございませんでしたので、厚生文教委員会終わったときに新しい契約書案、より厳しい契約書案を御相談させていただいて、それに基づいて新年度からは新しい契約書で契約を考えておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 余りしつこく迫ってもしょうがないんでしょうけれども、まず今2つの案が出て、その上に副町長の答えによると、執行部としては今後契約についても見直しをすると、住民に御理解をいただけるようなごみ行政、あるいはほかの行政に関することもすべてそうでしょうけれども、開かれた行政になるように努めるということで返事いただいたというこ

とでよろしいですか。

じゃ、これで私の質問を終わります。

議長（成吉 暲奎君） お疲れさまでございました。

.....
議長（成吉 暲奎君） 次に3番目に、8番、西口周治議員。

議員（8番 西口 周治君） 通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

町有既存施設についてということで、活用状況並びに今後の方向性ということで出させていた
だいております。

第3セクター等にお任せしてある、または各自治会にお任せしたりしております公民館等を除
きまして、現有施設の中で活用状況、一番多いのが廃校ですね。学校を取りやめて毎回のよう
に出てると思いますけれども、各学校、今でいうと岩丸小学校、そして小山田小学校、そして船迫
小学校等が学校施設です。それ以外に木工所はこの前売却されて、今もう工場として動いており
ますけれども、岩丸の山の奥のほうにあるもとの牛舎等も町有施設になっていると思われま
すが、その辺の利用状況、活用状況について聞きたいと思いますので、よろしくお願
いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 総合管理課、落合です。

総合管理課のほうでは、廃校になりました旧船迫小学校及び小山田小学校について管理をして
おりますので御報告いたします。

まず、旧小山田小学校につきましては、校舎のほうは地元の方たちがアンビシャス広場、また
美育教室として年間を通じて利用しております。講堂については、椎田の太鼓同好会、和太鼓の
練習場として同様に使用されておりますし、年に一度ですが、下小山田土地改良区の総会の会場
としても利用されております。また、町としましては、校舎の2階を書庫として利用してありま
すし、選挙のたびに第8投票区の投票所として使用しております。

船迫小学校につきましては、合併以後一昨年に一度だけ福岡県警が救助訓練の場として使用し
ただけで、その後は何も利用されてはおりません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

生涯学習課長（吉田 一三君） 生涯学習課、吉田です。

生涯学習課では、同施設は2カ所ございます。平成10年3月に廃校になりまして、11年に
設置されました岩丸小学校、岩丸生涯学習センターと平成16年3月に廃校になりました山村自
然学校として利用しています旧寒田小学校の2施設がございます。

町民の生涯学習の振興を図るとともに、自然環境において学習する機会を設ける自然保護思想

の普及並びに向上を図る目的としまして岩丸生涯学習センターにおきましては、小中学校の夏休み期間中にスポーツクラブの合宿や校区子供会の通学合宿などに利用されております。

また、年間を通してですが、地域の交流を目的とした高校生が音楽の練習の場として利用しております。その数は年間ですが約400名の利用がございます。

山村自然学校につきましては、毎週火曜日と土曜日の定期による木工、木彫り、絵画等幅広く受講者の希望にあわせたところの美育教室が行われております。教室の総数は17名で年間約120回が開催されております。生涯学習課では、以上の2施設でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。

私のほうからはいわゆる普通財産についてでございますけれども、土地が旧町かなりのところで分散しております。約100件ほどございまして、そのうち売却可能とか、そういった処分が、先ほどの質問からもありましたけれども、処分可能ではなかろうかというところが15カ所程度把握をしております。なお、建物につきましては、一番大きかった旧築城庁舎が取り壊しがほぼ完了いたしました。あと旧西鉄のバス停跡、小さい建物ですけど、そういったのは残っておりますけれども、ほとんどが土地でございます。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 産業課、中野でございます。

岩丸の肥育牛の施設につきましては、現在閉鎖されたままで利用はされておられません。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 多々活用されているところもありますけれども、岩丸小学校跡地、または寒田小学校跡地はもう新聞等でもよく見ておりますので、どういうふうな活用かというのはわかってます。

この前もずっと町内をぐるり一周してみたところ、やはり使われてないところは段々と悪くなっていくということなんです。だから何かに月に何回でも窓等があいていれば中もそんなには悪くならないということで、家も同じですけども、空き家になれば当然朽築が進むということがありますので、特に岩丸の牛舎の跡地はもうすごいですよ。我々が林道、私が林道を走っているときに、昔はやりましたよね、サティアンという言葉が。あっこ岩丸サティアンかなと思うぐらい怖い存在で立ち上がってます。下のほうは産業廃棄物の反対だということで手つかずの状態、これはもう民間ですから仕方がないと思うんですが、あの中のエドを、広域林道をせっかくできて、車も通れる。また今からワラビをとりに行ったりとかいう人たちが結構多いと思うんです。その中にああいうふうなおぞましいような施設になってしまいました。昔活用してる時はすご

くよかったんです。上り口もよかったし、一生懸命牛を飼っていただいてやって、それで町が買い取ったときぐらいまでですかね、あそこの上まで上がったのは。それからですね、もう買ったからもういいやというふうな状態で、手つかずになるちゅうのはどうかなと、私はそう思うんです。

だから、あのころからの構想から考えれば全然もう何もなされていない状況であると私は思われますが、その辺どういうふうにやろうかなとか、そういうふうな考えございませんか、町長。
議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 昭和59年、60年で、あの施設が地域改善事業で建築したものだ。これは一時、一時ていうか、当初は肥育牛組合ということで、周防肥育牛組合ですか、ここが事業主体で町がトンネルで国庫補助をいただいて出したものでございます。そして当分の間は肥育牛組合が牛を購入して肥育を行っておったわけでございます。どうしても採算に合わないというふうなことで事業をやめてしまったと。非常に国、県からの厳しい指導でたしか平成2年か3年ぐらいから町営ということで一応職員がわりながら肥育牛やってきたと。しかし、非常に牛の価格の変動、これが厳しくて、子牛が高くて、一応成牛になれば安いというふうなことで、どうしても採算に合わないということで、たしか平成5年に廃止したのではないかと。そのまま遊休となっておりますという形でございます。

そして、貸してほしいということで打診は来るんですけど、どうしても地理的な状況等々でなかなかやっぱり、そしてまた、これが条件がついてます。地域改善事業というようなことで、一応同和関係農家にかかわる形じゃないとできないという問題もございます。そういう形の中で非常にやっぱり貸し出しが困難な場合もございますし、されとて、もう1回町営でやれといっても、これは牛を飼ってももうかるものではないという判断をしております。

それだって、今の施設を壊せば今度また補助金の返還というものも出てくるし、非常に県、国の指導はやっぱり相当最初はあったんですけども、もうからん畜産をやってどうするんかという形で、大分当時から国、県のほうには、されとてまだ養鰻場という形でウナギの施設も非常に、これも養鰻組合のほうがつくっておりますけど、こういう形の中で県、国から非常に厳しい指導が来ておりましたけれども、もうからんやつをやって損をさせるんかというふうなことで、そういうことでそのまま。そして養鰻場のほうは、これは一応期限が来たといえますか、多分撤去を組合のほうがしたのではないかなと思います。

だから町のほうも、何らかで本当は有効的に使いたいんだけど、なかなか使えるような種目はないと、一時シイタケの原木を置いてシイタケ生産場に使ったらどうだろうかとか、いろんな形になって、話が浮いてくるけれども、実際はやり手がいないというふうな状況で、非常にやっぱりある程度これは困った施設だなと今考えておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 困った施設というのは、非常に今ごろ言われても、町長はその時代まだ職員だった時代ですので、その施設に対してもやはり役場の職員の皆さん同じだと私思っていますので、町長がそういうのをとめきらなかったのはやはり皆さんの責任だと私は思っております。

余りにも言いたいのは、あの状態で段々山が壊れてきてるんです。山が壊れてきた土砂がどこに行くかといったら林道に落ちてきよるんでしょ、もう今。ごろごろと、大きい石が。普通、山によく行く人だったら危険地域とかいうのがよくわかるだろうと思うんです。でも、一般の方が先ほど言いましたように、ワラビとりに今から入ろうかという時期になってきて、乗用車でぶーと行って、どんと大きい石が転がってきてたら、じゃ、だれの責任なんだろうかと。これはやはり町の施設である限りは、町の責任にならざるを得んじゃないだろうかと、管理責任が問われると思うんです。

先ほどの吉元成一議員が言われましたように、遊具でけがをしてどうかしたと、ここはどこの責任か、町の責任。じゃそこの肥育牛舎も何ももうからんからそのままにしとった。そしたら山がどんどん壊れて、その道路をつたわって、もう溝も埋まっていますからね、完全に土で。それで道路も半分ぐらいもう山の土で埋まっています、現状。それがおりてきて、落ちてきてたまたま事故になりましたとか、じゃ、どこに持っていくかといったら、やはり町に持ってくると思うんです。この施設はだれのかといふうな話になる。

だから、せめてそのぐらいのことを管理上やっていかないと、だれも登ったことないと思うんですよね。町の職員の皆さんもあんなとこまで行くとは思ってませんので言うんですが、せめてそのぐらいのレベルまでやっておかないと、どこに迷惑がかかって、どういうふうな事故が、災難が降りかかるかもしれませんよというの。だから町の施設全般において管理してない。だから年間に頻繁に使ってる施設なんてそうないと思います。今使われてない施設とか見回りにしょっちゅう行ってるわけじゃないと思いますので、そうすればその中に警備保障とか、これ1個聞きたいと思いますが、課長、警備保障等はかけておられるんですかね、あいている学校等に関しては。特に船迫小学校とかは。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総合管理課長（落合 泰平君） 船迫小学校及び小山田小学校につきましても、両方とも警備保障には入っております。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 警備保障に入っているということで、外から侵入した場合にはす

ぐわかるとは思いますけれども、多々いろんな事件が行われている状況ですし、また、よく水路の、今鉄が下がりましたので、そういうことはないと思いますけど、鉄の高いところはよく側溝のグレーチングのふたがとられていったとか、北九州のほうでも多々ありました。また、この当該町でも結構ありました。そういうふうな状況まで生まれてきますので、当該施設の管理、これはもう本当十分に注意をしていただきたい。

だから、もう本当これからの方向性、いつも町長は借りたい人が来ているとか、船迫小学校も同じなんですけど、買いたいところが来てちょっと使ったけど、でもだめだっただったとかいろいろ話は出てくるんです。でも、すべてがそこでおじゃんになってるというか、とまってしまってるんです。

だからそうじゃないで、もう少し前向きに、借りたいという人があったらぜひ借りてくださいというふうなぐらいまでを持っていかないといけないと思うんです。もうどうしようもならない施設になってしまって、もう町も手放したよ、どうしようもありませんよというのであれば、本当に公募するみたいな格好でも広く知らせて、このぐらいまで整備しますから使ってもらえませんかというふうなことぐらいする気持ちはございませんか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 借りてくれたり、買ってくれれば非常にありがたいんですけど、そういう方向性で、あと管理についてはそれぞれ各課それぞれ徹底するようにして、例えば先ほど申した肥育牛の危険なところはやっぱり危なくないように私するように、一応各課それぞれもう1回点検して、そういう危険箇所は危険でないような措置をとるということで対応してまいりたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 既存施設についてはこのぐらいにしておきまして、続きまして、築上町のビジョン、これは何でかという町政3年がたちまして、3年になれば国保会計も一元化を図らなければいけないというふうな状況になってきております。

でも、今とてつもなく昨年より世界恐慌というふうなぐらいのところまで落ち込みまして、非常に住民税並びに国保税もなかなか昨年度の分を取りますので、ことしなんか特に厳しいんじゃないかと、かように思われております。

まず町長が言った、就任当初やはりいい町にしなきゃいけないということで、企業誘致をしましょうというふうな話もしてございました。格差社会のない世界をつくりたいということで頑張ってきておられたと思いますけれども、今考えたら非常に難しい方向性になってきていると思います。企業も別に来た様子もありませんし、また税金類もこの辺が下がってきてるわけでもございません。それでなおかつ人がふえたという印象も受けておりません。それで、これからのどのよ

うな方向性を考えているのかをまずお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ビジョンということで、これやはり今町には総合計画がございます。これに沿った形でやはり行政は進めるべきであろうし、基本的には1次産業の町でございますし、これをある程度考慮しながら、そして企業誘致というか、これも従来と変わりませんが、相手がなかなか来てくれないという場面もございます。

しかし、若干明るい兆しがありつつあったんですけど、このような状況になってきたということで、一応進出ということで1回御報告もしたんじゃないかなと思いますけれども、マツダ系統の会社、部品会社が来ると、購入するということまで行っておりましたが、ちょっと待ってほしいということも今ちょっと来ておりますし、非常に去年の10月ぐらいが非常に厳しい、8月にその会社の人と僕はお会いしまして、非常にお孫さんは有名な方なんです、その会社の。そして会長さんとお会いしたりしましたけれども、今少しという状況がございます。

しかし、ビジョンという形の中で、やはり基本的にさっき申しました総合計画でやはりビジョンの中にございますけれども、心と体の健康を求めた生活の場づくりという、これがやっぱり僕は大事じゃなかろうかなと思っております。

そしてやはり自然を大切にしたい町づくりといえますか、逆に考えれば、苅田町みたいに発展しなかったということで、そのまま今自然が残っておるということで、そしてまがいなりにも町民の方はある一定の生活ができておるということで、これも一つこういう方法もあるのかなという考え方も僕は人から聞かされたことございますけど、そうかなと。そういう形の中で今後はやっぱり1次産業のいわゆる農業というのが非常に今着目をされてきております。そういう形の中で、農業の中で生きていけるような、そして今農業は後継者がいないんです。今の経済環境下の中で農業に従事する人もたくさんある程度あらわれてくるのではなかろうかなということで、いわゆる所得はそんなに上がらないが、農業で安定した生活をという形の時代が日本全国出てくるような考え方もしておるわけでございます。

というのも、やはり日本で作った産物、これがやはり今、きのうもテレビでやっていましたけど日本の果物非常においしいというふうなことで、ベトナム、タイですかね、あすこで福岡のあまおう、これが非常に高い価格で、日本にこんなおいしいフルーツがあったんかというふうな、テレビの中でもあっておりましたけど、そういう形の中で、やっぱり農業中心にした形でのビジョン、そしてあと定住圏構想といえますか、今中津市のほうが小児科医療というようなことで、一緒に中津市民病院を大分県の居住者と同じような待遇で受診をしてもいいよというふうな今話もなっておりますし、当初開会のときに行政報告しましたけれど、6月1日を目安に小児医療体制を築いていこうと。そういう形の中で、やはり近隣の町村との助け合いも必要だろうとい

うふうに考えております。

それから、やはり水問題です。これもやっぱり逐次改善していかなければいけないということで、やっぱり農業用水の不足、こういうものが非常に、一応水田農業が盛んになれば、いずれは転作もなくなるような時代も来るのではなからうかなと。日本の米が逆に世界のほうに輸出できるような体制ができればいいかなと考えておるところでございます。そうすれば少し水の手立ても考えていかなければいけない。一応寒田ダムのかわりにあすこ上香楽の上のほうに4万トンの河川公園をという形の中で池をつくっていただくということで、もう既に着工しておるところでございますし、そういう池を何カ所か県の事業で要請していきながら、城井川もしくは、また旧椎田の岩丸川、真如寺川あたりに、そういう一つの水がめをつくる必要もあるのではないかなと考えております。そうすることによって、やはりここに住む人が水を確保することによって、一定の生活のレベルが保てるのではないかなと、このように考えたところでございます。

まだまだたくさんビジョンということで、これは総合計画ずっと話せば長いものになりますけど、とにかく総合計画を中心に本町の10年間の仕事をやっていきたいと、このように職員にも命じておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） ビジョンで書いたから悪いんかなとは思いますが、私は町長としての夢、希望、どうありたいというふうなことはちょっと聞いたかったなと思っております。

総合計画は立てて101人でしたかね、考えの中でつくっていただいたんですけど、やはりこうしたいというのはトップのある程度の考え方もあるんじゃないかなと私は思います。

下に書いてあります第1次産業の将来性はというところまで町長は話していただいたんですが、第1次産業、確かに米をつくってもそんなにもうからん、農業をしてもそんなに収益は上がらないけれども、それ相応の安定した生活ができるようにというふうに今おっしゃいましたよね。

じゃ、税収は上がってくるんでしょうかというふうな逆の私心配も出てくるわけです。収益性がないものをたくさんして、それに従事している方々が、じゃ、当該町にどれだけの税金を納めきるのか。

私はいつも思うのが、町内だけで運用しても非常に難しい面があるんじゃないかなと私は思うんです。昨日もまあ昨日から梅祭りがありました。国道が渋滞で警察から非常におしかりを受けたという面も持っておりますが、私も行ったときにはもう駐車場も満杯で、入り口までずっと渋滞で、どうしようもないぐらいの人出でした。私はそういう人たちのお金をいかにこの町に落とすか。

この前も向こうで稚児行列じゃない、稚児行列ですか、武者行列ですか、あのときだってかなりの客来てましたよ。そういう人たちは何をして帰っているか。手ぶらで来て、お金を落として帰ってくれてないですよ、当該町にですよ。だから、私はそういうふうなものに対して、当該町以外の人たちが観光等で来たときに、当該町にお金を落とせるような施設、または物がなさ過ぎると、かように思います。混雑したときに、向こうの上り松のほうでお店屋さんをしてる人たちが、向こうが浜宮から橋がアグリにかかって、アグリを經由してこっちに流れてくれたらいいのにねというふうな話もしてました。そういうふうな地元の人たちというか、町の人たちはいろんな構想を持ってるわけなんですよ。

キャンプ場でも同じじゃないですか、牧の原でも、もう夏場になったら連日満員ですよ、あそこも。じゃ、牧の原キャンプ場に来て、「まこちの里」がありますけれども、もっともっとお金とかを町外の人たちが落としていけるような構想を私は持っていていいと思うんです。もう今工場を一生懸命誘致しても無理な面がかなりあります。それよりも一番早いのは、そういうふうに来てくれた方たちにお金を落としていただけるような施設をつくと。それも町が単費でやったら大赤字ですよ。今のこう言ったら悪いんですけど、再編交付金とかは、要は国がくれて、そして町が例えば何かを建てても、それで利益が生まれる分は町に返ってくるわけなんですよ。そういうふうなお金の回し方を考えたほうがいいんじゃないかと。

だから第1産業そらしかりですよ。第1次産業も私いいと思います。農林水産業がどんどん活発するに従って、それをどういうふうにはいていくか、今度は売っていくかなんですよ。第1次産業ばあっと発達しましたよ。ここはもう椎田、椎田じゃない、築上町はすごいですねと。米が何トン、何が何トン、どんどんとれてますよといっても、出す場所を今度は考えないと、そこで行き詰ってしまう。だからその出す場所をよく考えてやっていかないと、だから先にある程度同時進行で例えば築地市場に出すなら築地市場に出すようなルートを確認していくとか、大きいスーパーとかそういうところとタイアップできるように持って行って、話を持っていきますよとかいうふうな、そういうふうなほうのビジョンができたときに、初めて第1次産業ちゅうのがどんと吹き上がっても私はいいと思うんです。

でないと、一生懸命お米をつくりなさい、お米をつくりなさいと言ったって、お米を一生懸命つくりました。そしたら米価が下がりました。それで町もどうしようもありませんというふうなんじゃないお話しにならんです。だから、そのフォローする、もう何も1次産業で盛り立てようというのであれば、その次のところを先に考えてあげておかないといけないんじゃないかなと私は思うんです。

町長も第1次産業をどうにか活性化したいということであれば、私はそこだと思っんです、ネックは。だから、よく空港ができたから、あっちは24時間空港で、飛行機でどんどん東京のほ

うに送れますよという話してます。そして、せっかくこの辺も豊前の、この前も豊前の一粒子が食べたいという話で浜宮に訪れた人もおりました。どこで焼いているんですか、どこで食べられるんですかという話してました。そういう町外のお客さん来てるんですよ。だからそれを提供する場所、提供するような物を当該町としても考えたほうがいいんじゃないだろうかと。そしてその中から利益を、当然ながら今もうかっているのはテキ屋の皆さんたちが綿菓子売ったりとか子供たちが買って帰ってますけど、そういう人たちは確かに利益としては上がってるかもわかりませけど、その当該町にはそんだけの税収なり、利益なりが落ちてきているかと。忙しい、トイレがもう大変だったとか、そういうふうな交通渋滞になったとか、そういうふうな負の遺産ばかりが町に押し寄せられて肝心なところが何もないということじゃ私はいけないと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 西口議員の言うとおりでございます。1次産業から始まって、2次産業、3次産業ということで、順番にちゃんとしたものがこの町の中にできれば、これが一番いい歯車の回り方ですよ。しかし、それが今まではなかったということで、そういうものも少し考えていこうかということで、今ちょうど菜の花のもう少しでシーズンになってまいります。一応これ農家の方が菜の花づくりをして、菜種油をつくろうじゃないかということで、これは湊営農組合が主体になりながら、菜の花の推奨を町内の中にやっていってある。そして、できれば製油所もつくりたいということで、農協と一緒に私のところに要望に来ましたし、もう農協、それから生産者、町と、また県の農業改良普及センターも当然これは入ってくると思います。そういう形の中で、やはり一つの何といいますか、映画化、芝居に例えれば、いわゆるシナリオをつくるのは農協とか商工会とか、そういうところが一つのシナリオづくりをやって、そして町は舞台をつくるという形になろうかと思えます。シナリオができたなら、じゃこの舞台をいかに、お金はどうするかということで国にお金をもらいに行き、舞台づくりに専念する。それでは、俳優さん、役者さんはだれかと。これはやっぱりそれぞれが携わる人たちが私は役者さんではないかなと、このように考えておるところでございます。

そういう形の中でやっぱり役者さんたちが、俳優さんたちが、そういう形でこういうのをやろうやという形のもので一番私は強くなるのではなからうかなと思っておりますし、それをある程度その気になってもらうのも少しは町のほうのいわゆる推進といいますか、これは県なり、農協もこれは一緒と思えます。シナリオづくりをする中で推進も必要だろうというふうに考えておりますし、何か一つ画一的なもので、個別に点々という形ではなかなかできませんし、加工を伴うものであれば、やっぱり相当数の団結が必要です。

しかし、昔から百姓百品というふうなことわざもございますし、それぞれ個別の農家はそれぞ

れ少しずつ野菜をつくってふれあいに出したり、それからメタセに出したり、それから市場あたりまで出す方もおろうかと思えますけど、それぞれの個別な経営感覚のもと、それからあと集団でやるものと、そういう位置づけをやりながら、そして加工、それから販売というものをできるような形になれば一番いいがなと、そういう形の中では商工会、農協、それから森林組合、そういうやはり団体がびしゃっとしたシナリオを私はつくっていただくような形になればいいがなと考えておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） そこなんですよ。一番私が言いたいのは、各団体がしゃかりきになって町のほうに申請して、それを町はどんと受けてあげて、じゃやりましょうという腰を上げきるかどうかなんです。今まで幾ら言うても動いてくれんからというふうな状態だったらだれも動きません。今も言われたように、メタセの杜とかすごいですよ。本当、連日車も満杯ですしね、非常にいい売り上げができています。

そういうふうなところに、また農家の方が持って行って出して、地産地消の世界が生まれてくるということは非常に私はいいいことだと思います。だからああいうふうなものを、同じものを何個も何個もつくれと私は言いません。農協さんもやっていますし。だから、これからはやはり総合的なところを考えて、いろいろなものを提案が、下の団体等から提案があればやっていただきたいと、かように思います。

そして先ほど菜種油の件も、私も農協の組合長とちょっと懇談したときに、同じようなこと言ってました。ぜひともつくりたいんだがというふうなことは言ってました。私もいいことだと思います。セブンイレブンにも旗立てて売ってますよというふうなこともやりましたので、そういうふうに地場の物、地場で育成して、地場でまた加工して出せる物、これを拠点として、今度は町長たち、または課長さんたちが一生懸命売り場をさがしてあげるというふうなところまでをつくって、株式会社じゃありませんけれども、同じように自分たちに落ちてくる給料分の税金ぐらいいは、一生懸命売ったその金で自分たちの給料ぐらいいもらおうじゃないかというふうな気持ちで皆さんが働いてくれれば、住民税を払う側にしても納得できるというふうに私は思いますので、町長初めとし、役場の各職員の皆さんも自分のもってる分ぐらいいはどうにかして、どこからか一生懸命このものを売って自分たちのとこに返ってくるようなことを考えるぐらいいの生きがいを持ってやっていただきたいと、かように思います。

これで一般質問を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

.....

議長（成吉 暲奎君） それでは、午前中の一般質問はこれで終わります。再開は1時からいたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（成吉 暲奎君） それでは、一般質問を再開いたします。

次に4番目に、2番、塩田文男議員。

議員（2番 塩田 文男君） それでは、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず第1に、しいだサンコー株式会社についてということで、これ前回12月議会でも私質問させていただきました。人材派遣の廃業に伴っての雇用契約内容について順次今回、今月で人材派遣の雇用が終わるわけですけれども、それまでに雇用体系を検討しますということだったので、その後の雇用内容についてどのようになったかお尋ねしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

お尋ねの人材派遣の社員の件でございますけれども、現在本町にサンコーのほうから人材派遣で来ていただいている方が合わせて95名おられます。このうち、この方々に対しまして新しい制度につきまして説明会を開いております。その中で91名の方が新年度も引き続きの雇用の申込書が出ております。この方々につきましては、現在の勤務の実態に応じて臨時職員もしくは嘱託職員で直接雇用を行うということになります。

なお、雇用の内容につきましては、年齢制限を設けておりまして、まず63歳未満であるということ、それから嘱託職員につきましては、原則最長で3年以内ということが前提に雇用期間になります。

それから、勤務時間につきましては、常勤の臨時、あるいは嘱託職員につきましては、一般職員と同じく8時半から午後5時まで、途中昼休みが45分入ります。それから、月曜から金曜日までの平日勤務が原則ということになります。

それから、臨時職員につきましては、半年間の雇用を行いまして、なお引き続き職場におきまして仕事がある場合は、もう1回だけ半年延長ということで、臨時につきましては最長1年間だけの雇用計画ということになります。1年以内でございますので、当然一月、あるいは二月という短期間勤務の臨時職員という方も出てまいります。

概要につきましては、以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 今言われた中で、嘱託は3年以内、臨時が1年、嘱託の3年以内というのは、最初からもう嘱託で雇われたら3年なのか、例えば半年更新の更新、更新、更新で3年以内なのか、その辺をちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、募集の方法です。今91名の方が臨時か嘱託に切りかわったわけなんですけども、その方たちが3年、もしくは1年で契約が終わったら、通常半年ぐらいの期間をあけてまた再度募集とかいろいろあると思うんですけども、前回答弁で副長のほうから登録して雇用募集、または足りない分は登録の中からとかいうような話もありました。その辺について、今おられる方たちの期間が一たん切れた時点で、例えばこっちにいた人をこっちに移すことが可能とか、それはやらないとかいう詳しい内容をちょっとわかれば教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。

期間の問題でございますけれども、嘱託職員の場合はもう最長で3年以内ということですが、雇用期間につきましては1年ごとの更新ということになります。これを3年間行いまして、もう4年目以上は原則ないということになります。ですから、特にその職場において、その職員でないと業務に支障が出るとか、あるいは特別な資格が要るので、その方でないと困るとかいった特殊な事情があれば延長は可能でございますけれども、そういった事情がなければもう1年ごとの更新で、3年で契約は一たん打ち切りということになります。臨時の場合でもその1年間で一たん打ち切りと。あと数カ月の間を置いて、また再雇用ということは可能でございますが、今申しましたように、臨時と嘱託の方につきましては一般公募かけまして、募集のあった応募のあった方々を登録して、欠員が出れば、その登録した方々の中から順次採用していくということになりますので、一たん打ち切りになれば、また二、三カ月後に再雇用というのはちょっと難しいのではないかなというふうに考えます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） やっと嘱託と臨時の小分けが前進したなというところです。

一つお尋ね、もう一つこの辺は今言われた考え直してほしいところがあるんですけど、登録、登録というのを、要は前回サンコー株式会社が派遣業務を行ったときに、やはり登録制という形で、一番皆さんが構えてた、頭にきていた不評のところは、どこで募集しているかということだったです。サンコーに行けば登録できるよということまでは流れるわけですけども、募集されてるときがわからない。だから、やはり3年契約していけば、この方があと2カ月、3カ月で雇用が切れるという形になってきましたので、その都度広報等で募集をかけて、そして募集人数に応じて、そこは面接なりいろいろあるんでしょうけど、そういう形で必ず募集を行って契約をしていくと、登録とかを絶対しないということを約束していただきたいと思います。

というのが、これはサンコーのこの人材派遣会社は町長がつくられて、町長が了解の上でやめたという形ですが、非常に不透明なところがあって、都合によって廃業になってきた。というのは、前回、その前からも指摘しましたけれども、クーリングオフとか組合に対しての調書等の形をやってないという形で、厚労省のほうからの指摘もあり、私もその辺が少し今回調べてきました。そういったクーリングオフ違反すれば、許可の取り消しと。だからやむを得ず廃業に向けていったのが事実ではないかと思っております。

ですから、そういうようなことのないようにということで、今回派遣ということになったんですが、またこういう嘱託、臨時というのも偏った、また募集はどこでされてるかわからないような雇用体系はしてほしくないと思いますし、派遣にしても、臨時にしても、嘱託にしても永久雇用じゃない。働く側の方にも3年なら3年しか雇用できないんだという認識の上で役場の住民サービスに携わってもらって、そしてその対価として賃金を払う、これが本来のスタイル。勤めればずっと長くおれるみたいな夢を持たせてもそれは無理ですから、嘱託と臨時の内容というのはこういうことなんだということを明確にやっていただきたいなと思います。

次に、サンコーの業務についてということでお尋ねしたいと思います。今回サンコーの業務については人材派遣業は終わりました。私が知ってる限りでは、コマーレの管理業務、ビラ・パラ、農業公園、し尿もですか、その辺と思うんですけど、足りなかったら教えていただきたいんですが、サンコーのこの管理している業務内容、たとえばコマーレならどういうことがサンコーのこの管理の仕事なんですか、アグリパークならどういうのが仕事なんですか。1点か2点ちょっとその辺、業務の内容を教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（加来 篤君） 企画振興課の加来です。お答えいたします。

しいだサンコーの業務といたしましては、現在文化会館、これは生涯学習課でございますが、それとアグリパーク、ビラ・パラディ、これは産業課なんですが、築上町から委託されました公共施設の指定管理としての業務を行っております。

また、しいだサンコーについては音楽とか演劇、絵画、舞踊、ハイビジョン、その他事業の企画制作そういったことも行っております。

また、コマーレの自主事業ということで講演会、それから文化講演のバスツアー、それとかDVDを使った映画鑑賞、これは無料ですが、それとか音楽リサイタル、そういったことを行っております。

また、レストラン、アグリパーク、それからビラ・パラにレストランがあります。それと宿泊施設としてビラ・パラにあります。それらの経営。それから家庭菜園、学校農園の賃借業務、そして労働、今年までは労働者の派遣業務、これ総務課が窓口で平成24年まで行っています。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） サンコーの業務で12月議会もこれ町長にお尋ねしたことがあるんですけども、町長、産業振興部門、サンコーが産業振興部門のほうをやってくれればサンコーの本来の名前の由来というんですか、名前の業務という形で言うておりましたけども、その辺について株主総会でも提言して考えていきたいという答弁されてるので、町長今のところその辺はこのサンコーについてのそれに対して提言されたのか、それともサンコー自体それは町長の考えでもあったんですけども、サンコーにそういう自分でやる考えはあるのかも踏まえてお尋ねしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） さっきの質問でちょっと不透明な部分が多いということで、サンコーは私がつくったわけではございません。エスポワール・エージという会社が前工藤町長が設立して、その中で、そこで不透明な関係があって訴訟問題まで起こった。そしてサンコーは裁判に勝ったけど損害金もらえなかったという事実でございます。そういう形の中で名前を変えようということで、しいだサンコー株式会社ということで改名をしたわけでございます。そういう形の中で派遣業を行ったりと、いろんな部門に手を出す。サンコーに変えた一つの理由は、やはり産業振興ということで、サンコーという名前に取りかえたが、なかなかやっぱりそこまでサンコーが手がけられなかったということで、今後定款にはそういうものが組み込まれておりますし、やはり第三セクターであれば産業振興しながら、みずからやはり利益を上げていくというふうな考え方のサンコーになってもらいたいというのは、これは当然株主としては、今メタセの築城プロバンス、これは非常にそういう形では皆さん頑張ってやってもらっておるといふような状況で、第三セクターはやはりそういう利益を上げよう。人材派遣も本来なら旧椎田町だけではなくて、築城町や豊前市あたりまで派遣をするような形になっておれば、いわゆる今の経営状態といいますか、同じ職場に8割ですか、それを派遣してはならないという条件もあるということで、やむなくもう一応派遣業はやめるといふ形になれば、サンコーもやはり自分で稼ぎ出す方向性をやっぱり私はつくってもらふような形で株主総会においては提言を、質問をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 先ほど言われましたサンコー、前の会社の件、町長言われるそのとおりです。そういったトラブルがありました。そういう産業振興部門、果たしてこの今現在のサンコーがやっているのかと。例えば人材派遣、これは前回町長がつくって、町長が勝手につくってやめたと、僕前回も同じこと言ってます。それはそう言われればそうであるけどということ

ですけど、そのときの事業計画で出たわけですけど、サンコーが今回この人材派遣で大失敗したのは、その雇用者、雇われる方に告知してない。

これをつくった理由が町長は毎回言われてきたことが、1年しか雇えんところを2年、3年と雇えるというところの利点があるんだという形でやってきましたけども、この最長3年という派遣法における告知をしてないということと、それから新聞で廃業でいうのは、これ社長が答弁してましたけど 新聞に出てましたけど、8割独占ができない、20%の民間企業を派遣とっていくのが難しいと、厳しいと。

うちのサンコーの人材派遣会社というのは町から丸投げ、100%の人材雇用ですね。管理告知以前に業務内容の、要は自分とかが派遣した人員に対しての営業、また日報等の確認等もやっていないと思います。また、そうやってやってきたという職員の方に 雇用された方に聞いてもそういう話もないし、どんぶりつかった中でその派遣業務ができたわけなんです。ですから全然苦労されてない。だから20%とれないわけでもないとは僕は思ったんですが、しかしながら、もうこのクーリングオフとか3年以上雇えないとかいう問題に今回、昨年ひっかかって、そしてやめざるを得なくなった。コメントでは廃業しますと、20%民間の請負できないということになってましたけど、現実はやめざるを得なくなった。来年もやれば処分される、僕はそのようにとっております。

だから今サンコー、前はサンコー、もう二重行政じゃないですかという話もしましたが、産業振興部門でそういった企画が出てこなければもう要らないんじゃないかなと。だからサンコーに、もちろん第三セクターといっても今は指定管理者、民間委託ですから。そこが独自で業務を産業振興部門、今はそのコマーレの事業もあります。農業公園の管理業務もありますけど、管理だけじゃなくて、管理というのはやっぱり事業を立てて、そういった方向性がこの会社でとれなければ町が直接管理して派遣、嘱託にしてもいいんじゃないかなと、私はそういうふうに考えてますが、町長はどうですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 先ほどのサンコーの定款あたりを見て、すべてのものが網羅されておるというふうに私は思うし、本来ならもうちょっと積極的な形で事業展開をやってもらうということが私は望ましいと思っております。そうすれば資金も要するという形になるうし、そこんところはどうかという、非常に難しい問題。

しかし、サンコーの経営は今ここで私はこの議会で論じるべきではないと。一つのやっぱりサンコーと、この前もプロバンスの問題、非常に議員さんから私は株主総会でおかしいところはおかしいということで、改善点を指摘するというふうに申しておりますし、そういう形の中でサンコーのあるべき姿というのは、これは町との契約は当然町も責任ございます。そういう形の中で、

だから直接雇用制にしようということで、町もサンコーが派遣してくれなければ町はやっぱり困る。そのかわりサンコーが派遣する利点、メリットとそれからデメリット、それから町が直接雇用するデメリットとメリットというものを非常にやっぱりちょっと相交えないところがあるわけです。

だからそういう形の中で、非常に町が直接雇用すれば短期間の雇用になると。いわゆる1年間で限度であるという形になります。だから臨時職員についてはです。だから半年ずつとかいろんな案が今総務課長から発表されましたけど、サンコーの派遣であれば、長い年月派遣できるという、そういう一つの観点があったということで、サンコーからの派遣にしてもらったというのが現実でございます。

この問題についても非常に難しい問題もございます。というのが、本来なら職員をふやすべきなんですけど、職員をふやせば非常に人件費がかさむという形になります。これが今姫島みたいに職員の人件費を7割に落として雇用を多くしようという、そういう一つの考え方の自治体もございます。姫島は人口たしか2,000人ぐらいに対して、町の職員が300人ぐらいおるといふふうな話も聞いておりますけれど、そういうわけにもいかないということで、やはり地方自治体であれば国家公務員のいろんな賃金、労働条件は準じるべきであろうという考え方もございますし、他町村の均衡という形もございます。そういう形の中で職員数も極力国のほうは抑えなさいという、非常に今度相反したところの問題があるわけでございますけれど、本来なら私は職員を多くして給料を下げるような方向性もいいかなと思ってるけど、なかなか現実的にはそうはいかないという問題もございます。だから、そういう形の中で、本当に短期的な仕事で必要な方たちを雇用していくというふうな感覚で、極力私はこの臨時職員の数は減らしていくべきだろうと、このように考えておりますし、今後の何ていいますか、質問の趣旨にそれたかもわからんけど、そういうことで、一応サンコーはサンコーで私は必要な仕事をやってもらうということで考えておりますし、そこんところは今すぐやめれというわけにはいきません。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） サンコーについては、いろいろ事業を立ててもらってしばらくそういったところを見ていきたいと思っております。派遣事業終わったということで。

ただ、サンコーをやったときの人材派遣の経費ですね、昨日何か言われてましたけども、年間1億9,700の今回仕事が派遣にして1億6,500万、15%の削減と聞いたんですが、これだけ削減できたということの認識でいいですか。

それと、サンコーが人材派遣で出資した900万だったですかね、それはまた返還されましたかどうか、その確認をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。

人件費の削減については、先日の質疑でもお答えしましたとおり、1億9,700万、昨年の当初予算で1億9,700万であったものが新年度の当初予算で1億6,500万に減額になると。この主な原因といたしましては、サンコーのほうに業務委託する場合、5%のまず消費税がかかってまいります。この5%の消費税とあとサンコーの手数料なり、それから御本人たちが受け取る日額賃金、あるいは月額報酬が近隣の自治体の額を参考にしてあわせましたので、その分が下がって大体十五、六%減額になったということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 今言われたとおり、町長、サンコー利益はもうけてない。5%利益、手数料ていうのは若干ゼロではないんでしょうけども、これだけ削減できたという形で、今回時給下がった方もおると思います。サンコーで雇われた時給よりも下がった方もおられると思います。じゃ、そういうことができ、なぜそのサンコーのときできなかったのかというような疑問あります。16%、約3,000万近くが削減できたということなんですが、これについてはいつまでも、もう廃業のことですから、先を見据えて。ただ、今後は嘱託、臨時等について公平に偏った募集方法ではなくて、本当にただ長期雇用じゃないんだという認識の上で、募集をかねてちゃんと雇用ができていくことをやっていただきたいと思います。

では、次に行きたいと思います。空き缶処理問題について、これも前回からずっと質問しまして、どうしてもこれは私幾ら質問というか聞いても水かけ論じゃないんですが、なかなか本当のことを答えてもらえない。どちらが正しいんだろうかというところたくさんあるんですが、最初に、この空き缶が激減した処理先の調査をしたかということで、まず減った行き先はさまざまあると思いますが、その辺の調査は一度は行ったんでしょうか、お尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 環境課の出口です。

この空き缶の処理先の調査につきましては、町といたしましては、処理先の確認調査は行っておりません。昨年この激減をしたということで、業者の方には、全品家庭から出る空き缶につきましてはセンターのほうに持ってくるようにという指示はいたしまして、1月、この年明け1月5日から全品が入ってるということを報告で受けておりますが、処理先の、空き缶を処理した行き先につきましてはの調査は行ってはおりません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） わかりました。

次に行きたいと思います。町業者が勝手に処理したということですから業者が悪いのか、また

町の責任はどうかということで質問をしておきます。これは町業者が勝手に処理したというがと、これ町長が言った言葉じゃありません。これは昨年12月私が質問してから新聞も出たわけですけども、きょうまで、また先日の委員会までにいろいろと、1回委員会には町長欠席してましたが、どうもとらえがそういうふうになってきている点があります。12月議会の委員会と議事録等を読もうかと思っておりますが、町長に一度はっきりもう一言で答えてほしいんですが、椎田地区の今回新聞に載った空き缶の件ですが、町長全く知らなかったんですか、業者がやったということ。そこ知ってたのかわらなかったのか、もう率直にお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私は知らなかった。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 知らなかったということで、先ほど吉元議員の質問の中に同じ内容で、町の袋外の物は許可をしたというようなことを言ってます。その辺もう一度詳しく教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 委託契約ということで、個人と直接契約、業者がしておるのがあるんです。町の袋に入れないでいいと、この分については業者が勝手に処分していいよという話は従前からずっとあっておるといふようなことでございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 個人の家というのは、例えば事業者のことをいうんですか。そうですか。町長はなぜ許可出したんですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長ですけど、ごみについては一般の家庭系と事業系でございます。事業系については、それは例えばヤクルトとかその他セブンイレブンですか、それについては相対契約ということで、直接業者とその事業所が取引をすることであって、それについては町のほうは関知しないということでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 事業系のごみについて許可を出して関知しないということです。築上町外の事業系なら私も納得しますけども、現在の業務請負契約の中に事業系も含まれてるんです。この契約書の中に事業系もセンターに運ぶと、この請負契約になってるわけです。そういったところがなあなあになって、長年の中で空き缶を横流ししていくような問題につながってきたんじゃないですか。事業系は契約書では、この業務請負契約の中に椎田地区の分は入ってます

けど、その辺は。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長ですけど、何度も言いますように、事業系袋と一般の42円と80円、それはもう当然でございます、その事業系の袋は。前、経過年次はいつでしたか、その前は1件ずつの個別契約、1件当たりの350円とかそういう値段で収集しております。その当ても事業所との契約は別に町の定める条例の金額じゃなくて、個々の相対契約ということでございまして、それについてはトラブルが多いということで、これいつでしたか、平成8年ですか、可燃袋30円にして、不燃袋が40円、そして事業系袋については80円ということで定めて、それについては当然町が収集したごみについてはセンターに入るということでございます。それ以外の相対契約については特に町が許可をすとかしないとかいうことじゃなくて、関知をしてなかったということでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 事業系袋があるわけですね。事業系袋があって、これは今度委員会的时候、この辺については委員会的时候に言いますけども、なぜ事業系が、事業系は業者と直接月幾らの契約をやって、事業系の袋といいますけども、事業系の袋に入っていないのもあるみたいですが、直接契約になるのか、町内であれば、契約書からいけば事業者も町が直接、契約して、処理費が幾らと、運搬が幾らという形でやるべきじゃないかと思うんです。

今回これ委員会でどうせいくので簡単に説明しますが、今回の契約書の案が先日出されました。そしたら、今度この事業系のこの部分については処理していいと、勝手に、いう項目が新規でつけられたんです。これが問題なんです。こういうところからが問題が発生する。だからその件は委員会で話すんで、ここで時間とりたくないんで、ちょっともう議事録を読ませてもらいます。

ちょっと長くなって済みませんが、前回12月の一般質問で、これは副長の答弁ですが、私が10年前後住民課におりまして住民課長をしておりまして、ごみに携わっておりました。そのとき収集運搬2,000円から3,000円前後ですが、そういう形で収集量を抑えてきたと、それに対して缶の施設もなかったということで、共立衛生にということで、今の業者吉村さんが缶（ ）選別をして、その収集委託料の減額、油の高騰、人件費の高騰をカバーをしたということで、それは把握しております。旧椎田の場合には、それについては黙認ちゃ黙認ですが、その収集料を抑える、上げないという形で、要するにずっと抑えていた形で業務委託料をさせておつたと、こういうふうに答弁されてます。

町長も平成12年といえば前町長の時代でございますが、その慣例で起きたという。これは

後で収集量との売却で町でやるという形に持っていくのか、そして今業者は設備投資しちよんじやないか。逆にその問題があるんじゃないかと思うんです。いわゆる缶をつぶすプレスを出されんから、その設備投資もどうするかちょっと協議しながら解決していきたいと思います。委員会でもまだたくさん町長は これちょっと1回整理しましょうか。私が12月に質問したときに今のような答弁をされたんです。そして委員会のときもしてます。もうずっと長くなるので、読めちゃ読みますけども同じようなことを言ってる。要するに何かというと、その12月議会の一般質問と委員会のときには、要は今まで4,800万の請負契約で抑えてきたと。今副長の答弁にもよるように、何て言ったかな、その収集料を抑える、上げないという形で。そのかわりこうやって缶を持っていくのは黙認してきたという内容が委員会と一般質問での答弁です。

それから、新聞に出ました。新聞に出た後から段々変わってきて、慣例という形で、全協開いたときには慣例という形、前町長の加来町長さん、ずっと前に町長がおらんやったとき資料を持ってこられて、慣例という形で流れを説明してくれた。そして今回先日の委員会になって、缶の返還をすると、返還請求をすると。私たちは管理監督義務違反を怠ったと、管理監督義務違反ですかね、怠ったということで減給処分をすると。

だから一番問題なのは、私たちも考えないといけない。業者に対してどういうふうにするか。今築上町では吉村清掃業者さんは、やはり新聞、今の状況、この内容に、町長たちの発言の内容によると、広報でも業者指導を徹底していくと新聞でも出てました。物すごく悪名高い1業者になっております。町長、知っててこういうことを黙認してきたことか、全く知らなかったのか。きょうは町長は全く知らなかったと答弁してますが、これによって僕たちの判断も変わってくるわけです。そして住民にもどれが本当なのか、私が言ってるのが本当なのか、町長が言ってるのが本当なのか、ちゃんとした説明をしないといけない。でないと処分もできないし、減給とか、もう返還請求の金額とか出てきてますけども、それでいいのかという話にもなります。町長と副町長重ねてそこもう一度だけ聞きますけども、黙認、要はわかってたんじゃないですか。上げないということでしょ。

そしてもう一つお尋ねしたいのは、なぜ上げないというよりも、その辺について、原油と人件費等で協議をして上げなかったのか、その辺もお尋ねします。

副町長（八野 紘海君） まず私から、副町長ですが、何回も委員会のときも言いましたように、家庭系というか、袋で集めるごみと相対で取引するごみは違うんだということです。

知る知らないの平成19年度ゼロトンというのは我々全く知りませんよ、そこ辺の地方公務員、地方自治法から町はその吏員を置くと、それに伴って地方公務員は職務専念の義務と法令順守の義務というのがあります。そういうことで、やはり現場のほうでゼロトンということになったときに、現場のほうできちんと催告、監督をすべきであって、結果であって、19年度がゼロトン

ということは、先日の12月議会で知り得たということで、その知る知らないというのは論点が違うんじゃないかと思えますけど。全く19年度ゼロトンということは知りませんでした。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この形態が、今の形態と4年前の形態とその前の形態というのは大分変わってきております。

というのが、一部事務組合があっこのにできる前は、有安の不燃場に埋めておったという、これは説明したですよ。ずっと私も調べて説明したんですけど、そしてあすこが満杯になって、こっこの不燃物処理場ということででしたとき、それも非常に困ったということで、入札で処理業者をして、その処理業者がずっとやっておったというのは事実でございますし、その処理業費が3,000万という形で最終的にはなっておったわけでございます。そこんところで、そしてその業者は3,000万を組合からもらって、当時は椎田町、築城町共立衛生施設組合という組合でございます。その3,000万をもらって、そしてなおかつそのいわゆる出た金属類は、その業者が販売をしておったという状況でございます。

そして、吉村清掃社が持っていたときに異物が混じるとという困難な問題があったというふうなことで、これじゃおれんところで処分するよという話で、そこで勝手にしておったという話は後になって私聞いてます、それは実際ですね。そういう形の中で機械も本人が買うて選別をしていったと、そこんこは事業系ごみだけだと思ってたんです。それが一般の分も入ってるかどうかというのは定かではございませんけれども、そういう形で、いわゆる選別機を自分で、どんな選別機か知りませんが、一応アルミと缶を分けるのを自分で購入したというのも、これ後でわかりました。そういう形の中で平成16年度からすべてその委託業はやめて、全部町でやると、そこからのいきさつがちょっとわからなかったという状況もでございます、実際。

大体基本的にはごみ袋に入った物はそこに持っていくというのが基本になっておることということで、そういう観点から、きょうも吉元議員の質問のときに課長が答えましたけど、1,056万余りの、いわゆるこれは必要経費なしということで、収入を得たであろうという推計金額を我々は当該業者に請求するというふうなことで話をつけていったということでございますし、話せばずっと過去からの経緯、あなたも理解してもらわないかんとと思えますけど、そういう形の中で16年から本人が抜いておったかどうかというのは私は知らなかった。昔は多分それ自分で処理しておったと思います。そういう話も聞いてますから。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 余りこういう話が好きな性格じゃないんですけど、町長、個人の

家庭から頼まれた分を持ってきて、それは自分で処分していいわけ。だけど町の袋を使った分は原則として全部町が委託してお金を払っておる。その分の中身の一部を自分が持っていき、自分で処分しようかと、それは今までそういう経緯できたということで、これはこれで私が経費が安くなっておれば、私はそれでいいんじゃないかというふうに考える。本来全部持ってきて処分しなきゃならんものを、自分で処分しておったと。そして、本人もことしの夏ぐらいは少しは鉄の単価が上がったので少しはよかったけど、それ以降はもうちょっと赤字であるという話はずっとしてきた。これ町長が今言われたのと全く逆の話じゃないですか。

私たちも今後これについて、業者、吉村清掃業者さん、要するに請負契約継続、先ほど一筆入られてというような話もされてましたけども、町長知らないで業者勝手にやったと、でも答弁書には知っておったというような状況で、これ非常にどちらをとっていいかわかんないんです。

町長の言うとおりにいけば、そういうことをしたことで返還命令出てますよね。それについては、単純に考えたら継続契約もうできないと私は考えてるんです。また、するのもおかしい。これ住民納得しないと、私はそういうふうに考えてます。

町長にどうかいうて、そのばつと突っ込んで言うあれも余り好きなタイプじゃないですけども、そこははっきりしないと、これ住民見てます、ちゃんと。今後その一筆云々とかじゃなくて、例えば町としては知らなかった、勝手に横向いてこれだけ利益を上げてきたというんだったら刑事告発するんですか。それとも、町長が今言った言わんとかいうような話をすれば、私たちは百条を設置考えなくちゃいけなくなってしまう。だから町長たちの考え方しっかりしていただきたいんですよ、そこは。

その辺について、これも委員会で今から逐次話していかなきゃいけないこととは思いますけども、吉村清掃業者、町長の考えとしては継続、やることを決めてるんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然ごみ行政を混乱させるわけにはいかないということで、一応この請求金額ちゃんと納めてもらえば、私はやってもいいと、このように考えてます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 先ほど議員も言われてましたが、返したからいいという問題でもないんで、これについて私たちに町長が今はっきりしてほしいのは、言ったか、言わないかなんですね、まず。知らなかったという形でいけば、当然これは再契約するわけにはいかないと思ってますし、皆さんそう思ってると思います。だからその辺については町長は知らないということなんで、これから私どももいろいろ検討していかないといけないと思っておりますが、先ほどの話にちょっと戻りますが、事業系の許可というのは認めちゃいけない今現在契約書ではないですか。それは違いますか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 事業所と相対契約するのに町が許可するとか許可しないとかない。それは個々の自由の取引だと思いますけど。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 違う言い方しましょうか。今の契約状況では、事業系の契約書はそのままセンターに持ち込むのが契約書の内容じゃないですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長ですけど、その個々の事業者と大量に排出する事業者との契約をするしないについて、その金額が幾らとか、いかんとか、町がその介入するちゅうことはまずあり得ないと思います。普通一般商店の分については80円の袋に入れて出してくださいということです。大量排出者について幾らかというのは町がそんなこんなにしなさいとか、こんなにしなさいというのは、そこまで関知ちゅうか、関与はしておりませんし、今までもしてないと思います。私、住民課長は長くしておりませんので、細かいとこまではわかりませんが、そういうところまでは関知しておりません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） じゃ、その事業者の搬出者の処理費はどこから出てるんですか。事業者から出た物を吉村さんは収集運搬をするわけですけど、その処理費はどっから出てるんですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） その処理費ていうのは何ですか。その町が排出するのは、それは町が責任持って処理することを廃棄物処理法でちゃんとうたってまして、その処理費はどこに出すとか、そういう細かい問題を今過去数50年間、そこ辺の議論はないと思いますけど、その処理費をするとか、多分トン当たり幾らかというのとるかからないとかいう問題はあると思いますけど。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） じゃ、それは処理費はちょっと外したとして、その事業系の分のごみについては、築上町のセンターには入ってきていないということですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） それはよその町村で処理するということは、廃棄物処理法違反になるので、町内で処理はしてると思いますけど。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（２番 塩田 文男君） まあこの辺について今少しわかったんで、これは委員会でもちゃんとしていきたいと思います。これは事業系というのは削除するような形でもう考えていかなきゃいけないところじゃないかと思ってます。

先ほど１番の項目で、激減した空き缶の調査は行っていないということで言われてました。

もう整理して一言言いますけども、町長はやって知らなかったという中で、答弁ではやったような話になってます。これは平成１６年から２０年まで５年間、缶が１６、１７が約半分ぐらい減って、１８が３分の２ほど減って、１９、２０で９０％以上減ってきたわけで、だからこの缶がなくなった。これ事業系、一般ゴミ関係ないですけども、この缶が入ってこないというのは、僕は明らかに調査してないというのも現場はわかってたはずなんです。現場は缶が入ってこない。だから、この調査をしなくてもこれは町が容認、黙認してるからこういう状態が生まれてきた。たまたま町長には耳に入ってなかったのかもしれませんが、それは町長がそういう黙認、答弁どおりしてるから、業者もそこに納めないし、そういうところからこういったことが起こってきた。町長知らないというから仕方がないですね。

じゃ、ちょっと最後担当課長にお尋ねします。先日警察が資料をこの缶について持ち帰ったというのは、そういううわさを聞いておりますけど、それは事実ですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） この問題について調査等の資料要求等があったということについては、資料の聞き取りちゅうか契約書等の資料要求はございました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（２番 塩田 文男君） すいません、間違いました。福岡地方検察庁が入ったというのは事実ですか。資料請求したというのは。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

環境課長（出口 秀人君） 調査機関が入ったということにつきましては事実でございます。

今調査機関という種類、所属がどこかということですが、議員さんの言われるところが資料要求をしてきたというのは事実でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（２番 塩田 文男君） この件については町長、執行部のほうも契約書等については真剣に考えていただきたいなと思います。知らなければ何ていうんですか、罪名ちょっと思いつきませんが、勝手にアルミを転売したということですよ。今１業者が問われているところは。町長は知らなかった。町長はこの業者を刑事告発等訴える気持ちはないんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今申したように、訴えるというよりも、もう捜査入っております。そういうことで、16年以降の分は僕は知らん。それまでは若干自分たち、今契約したものは自分で処理しておったと、これは一応調査の結果わかっておりますけど、後の分は、それは全く知らなかった、本当に。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 捜査が入った入らなくは別として、町長としてはそういった告発とかする気持ちはないんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） もう町としては告発しないで、一応今の損害金、これの賠償ということで、一応けりをつけたいと、このように考えておりますし、ここはどうも、だれかがやったんではないかなと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） そういう形で今捜査が入ってるという話を聞きまして、今回不当利得で1,050万幾ら、（発言する者あり）機会利益ですか（発言する者あり）機会利益、まあ不当利得に当たる、イコール資料もらいましたけども1千何百万、それについては18年、19年、18、19、20の3年間という形で18、19、20については単価の資料がないということで、先日委員会でもそういう形でどうかと疑いかけられました。それ今そういった捜査が入ってるという話になれば、その辺は私たちも慎重にその金額でいいのかというのをまた再度調査考えていかなければいけないかなと思います。

捜査は私たちわかんないです。それだれがどうするというのは、そこまでまだ聞こえませんが、まずは今後の業者の請負契約について、たしか契約期限は毎月いっぱいだと思いますけども、早急にその辺の対策を執行部内の考えを明確に出していただきたいなと思います。

町長は知らなかったという立場で、業者が勝手にやったという形になってますんで、こういった形で、どういうふうな処分、対応していくのか。このまま継続していくことは、普通なら無理な話と思っておりますので、だれもが無理と思います。その辺を町長たちはどういうふうに考えているか、私たちにも報告をしていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。

.....

議長（成吉 暲奎君） それでは次に、16番、中島英夫議員。

議員（16番 中島 英夫君） 2点ほど通告いたしておりますので、よろしく願います。

先ほど21年からサンコーからの派遣職員については直接雇用にかきかえるということで、12月議事に総務課長、そして副町長からこの採用の形態とか内容等について研究しておると。そして要綱ですか、作成しておるんだということ公表されておりますけれども、先ほども塩田議員の質問にほとんど私が質問をするやつは包含されておりますけれども、この質問通告に基づいて既に準備をしておるとおもうんですが、質問を私する前に、できたら職員側は要綱ですか、そういうものがあれば当然事前に配付をしていただくのが本来の姿であろうと思っておりますけれども、今後やっぱりそういうことをしていただきたいと要望しておきます。

実際もう作成されておるのであるならば、現在もうあると、つくっておると、既に63歳の年齢制限とかそういうこと言われましたので、つくっておればいつつくられてしたのか、その点をまずししたいと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。

臨時職員と嘱託職員の任用に関しましては、規定をつくっております。1つは、築上町臨時職員の任用に関する規定、2つ目が築上町嘱託職員の任用に関する規定、嘱託の場合は常勤と非常勤という形に分かれますので、もう一つ築上町非常勤職員の任用に関する規定ということで、3つの規定を、これは2月につくっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） わかりました。それを見せていただきたいと思っております。

ほとんど重複すること避けたいわけですがけれども、私86年のこの人材派遣の法が施行されて、その当時職種については16の職種でありましたけれども、96年には10追加して26というようなことでありました。その中でなぜこういうものが含まれるのかなと、ちょっと疑問視していた職種もあります。この点については塩田議員が詳しくいつも質問をし、回答をしておるわけですが、この7年の、度ですね、3月のこの全国的には321万人が人材派遣業で登録されておったと、雇用されておったということでもありますけれども、今度の3月に、そのうちの100万人が雇用の期限が、更新の時期であるということで100万人ですね。その中に、サンコー95名というのが登録されて、雇用されておったと。今度、直接雇用を希望しておるのは91人ということで、恐らく91人は全員雇用されるのではなからうかということですか。

一番心配するのは、今の時期は、非常に雇用が厳しいときですね、ほっぽり出されるということになりますと非常に大変なことだなと。いろいろ事情がありましても、本年度はやはり全員が、できたら、差し支えなければ、能力的な問題、そういうことがなければ、全員雇用されるという

ような状況ということで、総務課長のほうからありましたので、ぜひそういう方向でしていただくが一番よかつたんじゃないかなと、こういう思っております。

私がまだ、この問題言いますと、工藤議員が同じようなことを質問をされておりますので、私はこれでこの件は終わりたいと思います。

引き続いて、財政状況について、これは財政課長で結構ですけれども答弁を願いたいと思います。これ、渡邊課長に2点だけ明らかにしていただきたいと思います。

今後の5年間についての財政状況であります。そのほかに、もう一点は、特に基金についてどのように変化していく、見通し立っているのだろうかということでもあります。

といたしますのは、現在、一般会計に14会計、基金がございますけれども、これは約18億ほどありますね。で、特会のほうに4会計あるわけであります。これはまあ9,400万程度と。合わせて19億数千万ですか、の基金が平成21年度現在で予想されると。平成20年でありません、平成21年度ですね、そういうような予算編成がということのようでもありますけれども、私が一番心配するのは、現在、合併特例債とか町づくりの振興関係のものがいっぱい入っておりますね。ここに資料をいただいておりますけれども、合併特例債とか再編交付金とか、こういうふうなものが当面、入るわけでもありますけれども、今後、5年を過ぎますと10年はということでもありますけれども、この交付金が既にいただいておりますので、あと5年後ということになります。それ以降について非常に厳しい状況になるんじゃないかということで、見通しを明らかにしていただきたいと思います。

といたしますのは、私、椎田地区の公共工事についての進行年度は何年度になりますかと質問をしましたところが、17年後だと、カドの最後ですね、私が居住しておる17年後だというようなことがございました。

さらに、庁舎が耐震構造ができていないということで、これも建てかえがいずれ来るといような状況の中で、特需的な交付金が入っておるのが、ほとんど期待できないようになるわけですね。

ですから、私は年齢的に考えましても、この世にいないであろうと思いますけれども、負の遺産をやはりできるだけ残したくないと、ぜひとも財政運営はどのように運営していくのかということをもまず財政担当課長に見通しを明らかにしていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課、渡邊です。今後、5年間の財政状況ということですが、現在、御承知のように、財政健全化計画を作成しております。平成19年の年末だったと思いますけれども、これが5カ年計画ということで、平成23年度まで作成をしております。

で、5年後ということになれば、さらにあと2年先、平成25年度ぐらいになりますけれども、

まず、この平成23年度までの計画ですけれども、いろんな社会情勢、経済情勢等変動がありました。そういうようなことで、若干の見直しといいますか、事務レベルの見直しを余儀なくされております。福岡県、それから財務局との調整で、微調整等をやっておるわけですけれども、大変厳しい状態だというふうに認識しております。

今後の見通しにつきましては、集中改革プラン、財政健全化計画、これらの行財政改革を継続することによりまして、決算では黒字を何とか維持できるのではないかなという状況でございます。

経常収支比率につきましては100%を超えております。で、100%を超えるということは、もう収支状況が悪いということですが、目標年度の平成23年度には、100をこのままでいけば切れるのではないかなというふうに、もう考えております。

まあ5年、平成23年度以降の状況につきまして、現在、何とも難しい面がありますけれども、非常に今年度も国レベルでも歳入欠陥起こるんじゃないかなというふうに言われております。これに影響されて、交付税あたりも影響してくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、大変見通しが不透明というような感がございます。

それと、基金の状況でございますけれども、先ほど中島議員さんが御指摘のとおり、全部の基金、財政調整基金を除いたところで言いますと20億を切る額でございます。本年度末で財調を含めたところ、全部の基金を含めたところで約23億でございます。

財政調整基金につきましては3億を今、切っている状態ですけれども、平成21年度予算で2億円の取り崩しを予算計上させていただいておりますので、この残がもう1億円を切るという相当厳しい状態であります。

内訳をちょっと申し上げますと、このうちの23億のうちの合併特例債による積み立てした町づくり振興基金が約10億8,000円、再編交付金事業の7基金でございます。今議会で提案させていただいておる2つの基金を含むところですが、約2億8,000万円。その他、減債基金、地域振興基金等々、特目基金を合わせますと約6億9,000万ということで、計23億になるわけですけれども、額だけ見れば、まああるかなと勘違いされたいと思いますけれども、特定目的の基金でありますので、非常に財源不足に対応できないということでございます。

財政調整基金が、先ほど申し上げましたように1億円を切るというような、来年度、平成21年度末で、予算ベースで1億円を切るということになりますと、非常に予算編成自体が困難になると言わざるを得ないと思っております。

ただ、平成20年度決算、見込みとして何とか収支としてぎりぎり黒にいくかどうかというところで予想をしておりますけれども、この決算見込みが、ある程度明らかになれば、また展開がちょっと変わるのかなというふうに思いますけれども、昨年みたいな余剰金はちょっと出

ないんじゃないかなというふうにしております。

いずれにしても、非常に基金、貯金がないということで、財政運営上、非常に弾力性がなくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

さらにもう一つ、一点は、合併、一本算定ですね、地方交付税の一本算定あたりのところも、平成28年度以降、影響がありますので、こんなの考えると、非常に不透明といいますか厳しいというふうに認識はしております。

議長（成吉 暉奎君） 中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 私は、一番懸念するのは、総額は、今言われたようなことでありますが、内容的に分析すると、一番重要なのは、財政調整基金が平成20年度、これ約3億あったわけですけど、2億9,000数百万、約3億に近い金額があったわけでありましてけれども、平成21年度予算編成で、もう取り崩したと。これは1億切って9,000万程度と。

で、減債基金が、これも少ないわけですね。減債基金ちゃ1億2,800万、まあ平成21年度見込みですね。非常に特目については数十億あるわけですけども、一番重要なのは、財政調整基金の積立金と減債基金、これ2つですね、これはもうほとんどもう少ない、よその市町村に比べても少ないと。で、合併したことによって、特殊的にこの合併債等が入ってきたの今まで述べましたけれども、これが非常に厳しいなど。

で、事業を非常にやらなきゃならない、悪いところが多いということで、やらなきゃならないわけでありましてけれども、今後については、特に財政力指数なんちゅうのは、吉富あたりもずっと低いですね、0.3、0.4ぐらい。吉富は、従来51%以上あったのが、現在47%ぐらいですか。

まあ田川のほうの地区に比べたら若干いいわけでしょうけども、他の地区に比べたら非常に弱いなど。これをどう改善するかということでありましたけれども、先ほどから町長は、中津にダイハツが来るということで工場誘致ということも盛んに言われましたけれども、現状は見たとおりであります。

まあ議員の一端の責任もあると思いますけれども、以来、なかなか工場誘致が進まないということで、山あり谷あり、すばらしい自然環境の中で何もなくていいじゃないかというようなことを言いながら、ダイハツが来ると、そういうようなことになると、波及効果をねらって、この地区にも数百名程度ぐらいのやつの工場はどんどん来てくれるんじゃないかなろうかというような期待感がありました。

町長の政治手腕を期待した一人でありますけれども、なかなか厳しい状況であります。それはまあ、いろんな状況があると思います。町長一人の責任じゃありませんけれども、指導力に期待したわけでありましてけれども、今さっきの問題は、やはり西口議員の質問に答えておりましたけ

れども、ちょっと寂しいなど。

やはり厳しい時代を何とかしのいで、農業の就労ということはいいいわけですけれども、若い人がこの地区に住んでいただければ、活力がなくなるわけであります。ぜひとも、農村地帯にこれ景気がリョウサンネンとっておりますから、ぜひとも、これも一般質問、これちょっとずれるわけでありますけれども、工場誘致という、この地区に合った、農業を主体としたような農村・工業型、こういうものをやはりサンコー盛んに活用をしたいと言っておるわけではありますから、そういう方法で、サンコーのことにしましては私は関係ないと言いますけれども、大株主の行使権がありますから、やはりぜひともサンコーを利用すると、生産はサンコーだと、もちろん()といいんですけれども、やはり販売は向こうのプロパンですか、あれだということではなっておりますから、やはり工程表を出していただきたいと思うんですね。

というのは、前議会で町長は既に言われておりますから、職員もしっかり活用の方法を研究を早く、やはり指示を、大まかな点については町長は指示、職員にしないと、なかなか職員も動かないと思いますし、そういう点について、町長答弁、いつも答弁要らんとするけれども、今回だけはしていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ財政問題、非常に厳しゅうございます。本当にこの不景気で税収もことし、ちょっと落ち込むと。そのかわり交付税がふえるという形になるけど、25%減るんですね、現数字的には、そういう形の中では。だから、5億減れば25%の4分の1ですから1億2,500万減収になる、歳入が少なくなるという形になります。

そういう形の中で、やっぱりこれは歳出を抑えながら何とかやっていかないかんだらうと、このように考えておりますし、もう一つ、やっぱり基地のお金を、築城基地がある町でございますんで、投資的経費は基地の財源をいわゆる当てにしながらということで、いろんな事業をもくろんでいくべきだらうと、このように考えております。

幸いにも、米軍の再編交付金が5年間は2億9,170万ほど来ますんで、これを投資的経費等々、まあソフト事業にもこれ充てられるということで、しかしまだ、使途は柔軟でないということで、もう少し柔軟に使わせてほしいということを防衛省のほうには要望しておりますし、あと調整交付金、これも何とか、それからいわゆる基地交付金、これは国有提供施設等所在市町村助成交付金法によって入る、いわゆる固定資産身がわりでございます。だから、これをもう少し現実的な固定資産に見合うような金をよこせと僕は運動しておるんですけど、なかなか全国的な運動になり得ないということで、全国基地協議会の中では、私いつも発言をしておるわけでございますけれども、まだまだこの基地協議会というのがお願い団体というようなことで、予算をふやしてくださいというような形でなくて、やはり要求団体という形で、基地のある町は、まあ基地

に対する固定資産税を目いっぱいちゃんと払いなさいと、国に私は要望してまいりたいというふうに主張しておるわけです。

というのも、いわゆる原発のある市町村、ここについては、昔は国営企業でございましたけど、GHQで分割されて現在では各電力会社になっているというふうなことで、法人税が入り、そして固定資産税が入りと。

そしてなおかつ、経済産業省からは手厚い補助金が交付されておるといようなことで、経済産業省の補助金と防衛省の補助金と比較すると、やっぱり経済産業省のほうが多いような感じもするんですね。だから、もうちょっとやっぱり国のほうは、基地のある町考えれと。電気を供給するのと安全を確保するのはどう違うかという論点で、今、頑張っておるところでございますし、これは時間がかかります。

まあ、こういう運動をどっかでしなければ、基地のある町の財政は潤わないし、そういう観点で私は財政問題に取り組んでいくべきだろうということで、声は今、大にしておるところでございます。

そういうことで、あと産業の振興、これはもう本当に、いわゆる舞台づくり、先ほど西口議員のときに、シナリオづくりと舞台づくりと、それからじゃあ、だれが役者を演じるかというお話ししましたけれど、やっぱり町は部隊づくりという感覚で頑張っている。まあ、そのため職員が一生懸命、どんな舞台をつくるか。そしてまた、まあそういう指導する団体が、どういうシナリオを持っていきながらという形で、県・国の巻き込んだところで予算の確保、補助金の確保とそういう形で舞台づくりをやりながら、あと、そして演劇を演じたり、映画をつくったりという形になる。

そしてあとは、国民の皆さん、消費者がいかにそのつくったものを買ってもらおうかという形で、これはうまく歯車も合えばどんどん回り出すんですけど、なかなかまだ今んとこ歯車が回り出さないというのが現実でございますし、何とか、職員に頑張ってもらう、私がとやかく言ってもなかなかだめでございますし、職員がその気になって何とかやろうという気持ちが出てきて、初めてやっぱりこれだけは絶対やっていこうというきちがいみたいな形で、もう本当に何でもかんでもやる、猪突猛進型でやってもらうような職員の意気込みを私は作り出していくちゅうのが大事じゃなからうかなと思っておりますので、そういうことで答弁とさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） こういうことなんです。私がインターネットで、私、未熟で使えませんので、他の人に出していただくわけですけども、また、経済雑誌等を購入して読んでおりますと、特に、官が主導したら、もう全く成功した試しないんですね。やはりリーダーが民間から出て、やはり初めて成功しておると。

成功例として、産業課長、経験しておりますからよくわかると思いますけれども、四国でこのユズの加工、これで非常に成功した山村がありますがね、それからまた、「サイ」という字を書いて「(ソエ)」とかいうような、「(ソエ)」の町とかなんとかいうて、最近非常にあれなん。もう何ともしない野の花のようなやつを出荷して、非常にここ収益をみんな上げとるといような市町村がありすまし、さらには、群馬県あたりももちろん全く東京市場というか、全くもう本当私がいつも言うんですけど、野に、そこにあるセイダカアワダチソウみたいなような感じの花でも、群馬のほうの村が、お年寄りが年収500、600、800万なんちゅうてどんどん出しておるわけですね。

ですから、やはりいいリーダーが育ちますといろんなことができ得ると。そのリーダーというのは、やはりこの地域社会の中核である職員、200数十名の職員が、やはり奮起してもらわないと、給料も、地場産業に比べたらトップクラスの高い給料でありますから、やはり頑張って職員の研修をし、自覚をしていただくというような研修を積極的に、これはもう財政問題と絡んでおりますので、職員に奮起をするように指導をしていただきたいと思います。

そういうことで、今、財政非常に厳しいということをお覚を職員にまず、財政課長だけでなくして、全職員にさせていただかないと大変ですよということを訴えて、質問を終わりたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) お疲れさんでございました。

.....

議長(成吉 暲奎君) ここで、一たん休憩をとります。再開は35分といたします。

午後2時20分休憩

.....

午後2時35分再開

議長(成吉 暲奎君) 時間が来ましたので着席願います。

それでは一般質問を再開いたします。6番目に、14番、武道修司議員。

議員(14番 武道 修司君) 質問の通告に基づいて質問をしたいというふうに思います。

私のほうから、消防法の改正に伴って火災報知機の設置が義務づけられたわけなんです、その対応について町のほうでは、どのようにしているのかということをお聞きしたいというふうに思っています。

住宅の火災で、近年、焼死をするというか死亡者が出てきている。その中でも、高齢者の逃げおくれが原因の大きな要因であるということから、消防法の改正が平成18年に行われたわけなんです、その中で、その消防法の改正で火災報知機の設置義務化ということで、新築に関しては平成18年の6月1日から、これをつけないと建築許可が出ないというふうな問題もあるだろ

うし、各市町村においてはというか、既存の家については経過措置があるという中で、当町の今後のこの火災報知機に対しての計画なり現状についてを報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。お尋ねの火災報知機の設置につきましては、町のほうでは、既存の住宅が何軒程度設置しているかというのは把握できておりません。

まず、この消防法につきましては、一部事務組合であります京築広域の消防本部が所管ということになりますので、この消防本部のほうに問い合わせいたしましたけれども、消防署のほうでも把握はできていないということでした。

先ほど、武道議員の質問にもありましたように、新築住宅につきましては、平成18年の6月1日から義務づけがされておりまして、この新築住宅につきましては、消防署のほうで建築確認が出たときに、その図面の中に火災報知機が設置されているかどうかを確認しているということでございます。既存住宅については、いま申し上げましたように、町のほうでも、消防署のほうでも、現在、把握できておりません。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） ちょっと説明に不十分というか、ちょっと足りない部分もかなりあるんですが、目的が、あくまでも火事のとくに逃げおくれがないようにということが目的で法律というのになっている。

で、町の大きな仕事として住民の生命と財産を守ることが大きな役割あるわけなんです、その周知徹底に対して、当町でどのようにしているのかをちょっと話していただかないと、その部分をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。ちょっと説明不足で申しわけございません。この件に関しては、住民の皆様にもまだ、この件が義務づけされているということが十分に周知されていないではないかというふうに感じております。

既存住宅につきましては、本年の6月1日から施行ということで、これ義務づけがされますので、この件に関しまして、また再度、町の広報等で住民の皆様には、この制度の周知を図っていききたいというふうに考えております。

また、6月1日以降も、また様子を見ながら、広報、主にもう広報になるんでしょうけども、広報を使って、もう制度の周知を図っていくということを考えております。

現在のところ、その周知を図っていくということで、この件に関しましては対応していきたいということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） ちょっと町長にお聞きしたいんですが、これ、広域の事務組合の中で条例的に定められている分で、今年度の6月1日から義務づけとかされているわけです。

で、当然これ職員の皆さん、議員のほうにおられている家庭の住宅にはすべてつけないといけないようになっている。で、町長自身も、当然、そこの組合のほうに議員として行かれているし、その町のトップとして、自分とこの家を既にもうされているのか。それとも今後、いつする予定なのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 自分の家はまだしていませんので、6月まで、これはしなければ法律違反になるんで、やろうと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 6月の1日なんです。もう日にちが余りないんです。

で、住民にやっぱり周知徹底するためには、町長を初め町の職員は当然のこと、その議員もやっぱり率先してそういうふうなこともしないといけないし、条例を守らないといけないということも当然出てきますんで、今度つけるときに、どこにつけていいのか、何力所必要なのかとか、多分、ほとんどの方、これ知らないんです。

で、先日から、この話題というか、火災報知機の話いろいろ出てきて、どこにつけないけん、ここにつけないけんっているんな話があって、結果的に無駄につけられている、今既に、もう無駄につけられている人たちもいるんです。で、早目の対応をしないと、これ、住民の人たちに要らないお金を使わせてしまう。

あるディスカウントのショップに、お店に行くと、1つが3,000円台ないし4,000円台で1つ売っています。ところが、1つ、家の中に1つだけつけばいいという話じゃないんです、これ。

で、広域の消防条例の中からいくと、寝室につけないといけない。例えば、寝室が、おじいちゃん、おばあちゃんがおったりとか、子供がおったりとか、5つあれば5つの寝室につけないといけない。その階段があれば、その階段の廊下というか階段の一番上にもつけないといけないということになっているんです。

ところが、先日、ある人に聞いたら、居間にもつけないといけないとか、台所にもつけないといけない、そういうことで、台所にも居間にもつけたという話もある。で、この条例からいくと、そういうふうにはなっていないんです。

で、何が本当なのかというと、やっぱり住民の人たち、これやっぱり話をしないと、1つが、

今さっき言ったように4,000円前後の金額をして、2つつけたら8,000円、3つつけたら1万2,000円するんです。これ、すごい無駄なお金になってくるわけなんです。

で、その点について、町長でも副町長でも構いません。今後、そういうふうなスケジュール的に、これを早くやっぱりしないといけないという認識を持ってされるのか、まあ、どういうふうな対応をしていくのか、ちょっとお話をしていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） この件に関しましては、先ほど申しましたように、町の広報で随時、周知を図ってまいりますけれども、そのほかに、また今月月末から各自治会ごとに町政懇談会がまた始まりますので、そういった会場でもお知らせしてまいりますし、また、自治会長会の中でも御説明をしてみたいというふうに考えます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 何かすごい対応が遅いような気がするんです。で、防災無線もありますし、例えば、今、各自治会の説明会にと言いますけど、最初のところと最後のところの日にちが余りにも今度、開いてしまうわけなんですよね。

そしたら、その間だけでも、かなりやっぱり違ってくるし、それと、うちの町として、この築上町として根本的にこれを取り組む姿勢として、消防法、国の定めている消防法の中に、条文の中に第9条の中に、この予防ですね、火災の予防のために必要な事項は、政令、消防法ですね、定める基準に従い、市町村条例でこれを定めるというふうに、消防法の中でうたわれている。

で、市町村条例で定めるというふうになっているんですが、この火災報知機の関係もそうなんです。当町には予防条例というのがないんです。で、予防条例を設置する予定はあるのかなのか、それをするのかしないのかをお聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課、吉留です。この予防条例につきましては、先ほど申しましたように、本町においては、消防については一部事務組合をつくっておりますので、その一部事務組合であります京築広域圏消防本部の条例が、その市町村条例というふうになります。

京築広域市町村圏事務組合火災予防条例というのが広域圏のほうでつくっております、この条例が平成17年の7月に公布されております。この条例でもって本町の条例というふうに取りかえることができると思います。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 読みかえることができるというのは、どこから聞いたんですか。それ、市町村の条例じゃなくても、組合条例で対応ができるというのは国の指導なんですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 市町村の固有事務のうち一部を市町村が共同で組合をつくってやる
ことができるというのが一部事務組合でありまして、本町の消防については、京築広域圏市町村
圏組合がその一部事務組合ですので、その組合の条例が本町の条例でもあるというふうになりま
す。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） その広域消防に関しては事務組合でやるというのはいいんです
が、火災の予防に関して、広域の消防に任しているから、自分とこの町はそういうこともしなく
てもいいんだよという考え方は、私はおかしいんじゃないかなと思う。

で、これもう解釈の違いだろうと思うんですが、そのように読みかえることができるという話
があっても、消防法の中には、そういうふうな条文、一切入ってないんです。で、消防長、消防
のトップですね、広域の消防のトップが市町村のトップに置きかえるということはあるんです、
条文の中に。だから、いろんな許可を出すとか、地域の消防の関係に対して町長がしなくても、
消防長、（ ）消防署長とか、消防長のほうで対応をするということは条文の中にもあるんで
す。

ただ、その条文の中にあるのは、市町村条例で定めるということになっているんで、これは築
上町としてやはり、うちの町として、やはり火災予防に関して積極的にやっているんだというこ
とは、私は必要ではないかなというふうには思うんです。

で、これはもう町長の考え方にもよると思うんですけど、今の話を聞いて、その点についてど
う思うかを教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応、広域市町村圏は京築全部で加盟してつくっております。

しかし、この広域圏の中でも固有事務をするのは、いろんな部門で異なっているんです。例え
ば消防業務、これについては、みやこ町と築上町と豊前市と、それから上毛町、それから吉富町
という個々が合同で共同事務をやっているということになります。

で、すべての大体消防の事務は個々で、まあ消防団は別でございます。あとの消防事務に関す
る分は、全部負担金を約1億以上、多分出しておるんじゃないかなと思いますけれど、個々で処
理がされておる。

でも、私も一理事としては組合長がおりますけど、一理事でございますけれども、そういう形
で、そして議員も本町議会から出ていただいております。そういう形の中で、すべて一部事務組
合は共同で事務をするということで、いろんな許可権限も、全部今、豊前消防署が持つておるわ
けですね、許可権限というか、消防に関する許可権限、それから検査、すべて消防署が行います。

例えば、庁舎の消防の検査とかそういうものも行います。それから、建築基準法に関する建物

の検査、そういうものをすべて管轄をしておるということでございまして、基本的には、だから町の総務課は、そこの事務連絡をする部署だと。そして、いろんな協力があれば、例えば消防署からの広報も全部総務課を通じてお配りしておりまして、でなお、独自にそういう広報を町のほうは積極的にやろうという形になれば、総務課の範疇で、例えば今、皆さん、警報装置つけましようやというのは、当然、これはうちの町で啓発活動をやっても悪くはないというふうになりますけれども、この検査、まあして回るのは消防署という形になるんで、そういう考え方で私はおります。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 今の話は当然のことだろうと思うんです。

で、うちの町として消防予防条例というのをつくって、よその町とは違って、うちの町は火災予防に関して積極的にしているんだという、その条例をつくってやるという考え方はないんですかということを知っている。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この法に基づく条例というのは、もう広域消防でつくっておりますんで、これを保管する条例なら私はつくってもいいと思いますけど、例えば、その消防条例に対して町の考え方を住民の皆さんに知ってもらうような啓発的ないわゆる条例と申しますか、そういうものが私、いいんじゃないかなと思いますけど、そういうのちょっと検討、まあ今言われてもあれなんで、検討事項とさせてもらいたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） こういうことが、結果的にやっぱり日ごろの火災予防にもやっぱりつながっては、私はくるんじゃないかと思うし、特に今回みたいに、こういうような法律の改正があって個人負担が大きくなるということになれば、早い段階から町として動かないと、要らんお金を使わせるというか、無駄な費用になったりとか、結果的にそれによって、もし火災で逃げおくれがあったとかいうたときに、早くしとけばよかったという後から思ってもこれ仕方がないんで、早い対応をするという必要性があるんじゃないかというふうに思っているんです。

それともう一点、これはちょっとどういうふうになるのか、私もわからなくてお聞きしたいんですけどね、町営住宅に対しては、当然、この消防法の流れからいくと、住宅の用途にということになっているんで、町の建物も対象になると思うんですが、町の建物の火災報知機の設置については、どのようにされているのかお聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設課、内丸でございます。町営住宅に対する火災警報機の設置に

については、地域住宅交付金、これの対象になるものについては、平成19年度と平成20年度で、対象とならない古い住宅等につきましては、平成20年度に地域活性化生活対策臨時交付金ですか、とりあえず対応するようにして現在、とりつけております。もうことしの3月にすべての町営住宅には取りつけることとなります。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 建設課のほうでは、そういうふうに町営住宅はそういうふうになっているんです。早く、言い方言えば、自分ところの近いところ、足元はしっかりやって、住民にはその周知徹底をしていなかったということに、やっぱなるんだらうと思うんです。

国からの費用というか、資金も来て対応できたということもあるんでしょうけど、やはり自分とこの足元も大切かもしれないけど、住民の生命とか財産を守るという観点から早い対応をして、住民に無駄な資金を使わせないような対応をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） お疲れさんでした。

.....
議長（成吉 暲奎君） それでは、7番目に、19番、信田博見議員。

議員（19番 信田 博見君） 定額給付金についてということで質問を通告しておりましたけれども、既に議案質疑のほうで出ましてので、しかしながら、一応、通告しておりますので、1番、2番の給付時期について、給付方法について、もう一回だけ簡単をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

商工課長（西村 好文君） 商工課の西村です。給付時期でございますけども、給付時期につきましては、4月1日ないしは2日に申請書と案内書を同時に世帯主ないしは外国登録者個々の方に発送するというそういった予定にしています。

そして、それから即受け付けを開始しまして、第1回目の給付時期を4月下旬という形に予定しています。それから、その後の受け付け状況に応じまして、随時、支給をしていきたいというぐあいに考えています。

以上です。（「方法」と呼ぶ者あり）

もう一点、給付方法についてですけども、給付方法については、総務省の通達では口座振替というのが原則になっています。で、口座振替のほかに現金給付ということが考えられます。その現金給付として考えられますのが、単身世帯、寝たきりの者や認知症の者、ないしは単身世帯で老人福祉施設、児童養護施設、乳児院及び知的精神障害者施設に入所している方、この方たちについては代理申請が可能ですけども、口座とかそういうのがないということも予想されます。そういう方は、現金給付ということでとらえたいというぐあいに考えています。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） ありがとうございます。

何かテレビで見ていると、現金をもらって喜んでいるようなところが出ますけども、何か現金をもらったほうがうれしいような気がします。でも、1番、2番は議案質疑でも出ましたんで、もうこれだけにします。

あと、この給付金というのは全国でやっておるわけですけども、行政の人に成り済まして、行政の何とか市とか何とか町とかいう腕章をつけて、手続等をしてあげますよというように言葉巧みに言いよってはお金をだまし取ったりとか、そういうことも起きているというか、起きかけているようなそういう報道もあっております。

せっかく楽しみにしているんですから、この楽しみを期待を奪い取ってしまうようなことになっては本当に申しわけないということで、こんなことにならないように、行政と一緒にあって、行政と警察が手を組んで一緒にあって予防してほしいと思うんですけども、この点、万全の体制ができているかどうかお聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

商工課長（西村 好文君） 商工課の西村です。定額給付金に対する詐欺関係ですけども、行政無線広報関係で注意喚起を2回目ですかね2回起こして、今後も給付受付期間が6カ月という形がありますんで、その間は随時、無線放送ないし広報、チラシ等で呼びかけていきたいちゅくあいに思っています。

それから、福岡県下の警察署で対策本部というのが設けられています。豊前警察署の担当課にしても、せんだってお見えになりまして、連絡を密にしていきたいという形で確認をしたような次第です。

それに、福岡市のほうに消費生活センター対策室というのがあります。それから福岡県青年司法書士会、これ、北九州にも支部があるんですけども、それと弁護士会、これが行橋支部という支部がありますけども、こういう機関も定額給付金以外にも、その詐欺関係全般について相談・対策という形をとってくれています。

だから、こういった機関と連携して、そこら、詐欺関係は未然に防ぐという形で、そういった方法で行っていきたいと、連絡を密にしていきたいというぐあいに考えています。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） はい、わかりました。

今、本当に景気の低迷に伴いまして、いろんな詐欺が横行しております。おれおれ詐欺だの振り込め詐欺だの、その他もろもろいろいろあります。あの手この手で悪知恵を絞って、これでも

かこれでもかというようにやってきます。

こういう詐欺に引っかかるのは、人がよくて思いやりがあって優しくてというような、世間でいう非常にいい人ということでございます。ですから、本当に引っかかった人とかいうのは、やりきれないと思います。

で、ぜひ振り込め詐欺だの、おれおれ詐欺だのを絶滅させるためにも、この給付金というのを使って、町民に絶対引っかからないようなそういう手だてをこのときに、もうやったらいいんじゃないかなと思います。

私、この前、山口の県警にちょっと行ったんですけども、あそこでは、県警本部挙げて、振り込め詐欺だのこれに引っかからないようにということをやっておりました。お年寄りがたくさんおまして、満杯で2つに分けてとかいうようなことをやっておりました。

それで、こちらのほうでそういうことをやっておるといのはあんまり聞いたことないんですけども、こういうことにならないように、ぜひこの給付金に乗っかっててもいいと思いますけども、町民を助けるためにやってほしいというふうに思います。

で、定額給付金については以上で終わります。

次に、入札についてということで、これは、町長も入札については、この議会、始まる前にちょっと触れましたんで、どうしましょかね、一般競争入札について、指名競争入札についてということで質問をしております。

一般競争入札についてということで、これは1億円以上の事業をする場合は一般競争入札にしますよという話も、質疑のほうで出てきました。

で、この一般競争入札というのは、これから1億以上はすべてやっていくのか、それから1億以下は、その一般競争入札にするのはないのか、町長、そのところはどんな気持ちなんでしょう。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これも、ちょっと答えた吉元議員の質問で、1億であってもいろんな特殊事情があるとか、そういう形であれば、指名で行わざるを得ないときもございます。例えば工期の問題とかそういう形で押し迫っている場合、それから特殊な工事とかそういう形になれば指名競争入札。原則は一般競争入札というようなことで補足を説明をしたと思いますけれど、ということで御理解を願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） はい、わかりました。

それから、指名競争入札についてということで、町長は町政報告の中で町の税金とか住宅資金等の未払いがある人、あるいはその保証人になった人に未払いがある、そういう業者が指名業者

にはなれないというのが、今までがそれが現実ですよ。

で、そういう人でも、ちゃんと返済計画を立てて、その返済計画どおりに返済している業者には、この指名業者になれる機会を与えてあげようというような考え方があるという話をしておりました。

でも、税金とか住宅とか水道料だとか要するに公共料金ですけども、そういうのを滞納している人とか、そういった人も全部ちゃんとそういう計画を出して、少しずつ払っていければいいのか、そこのところをぴしっと線引く必要があると思うんですよ。そこのところの考え方、お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一般的な形で申しましたけど、税金、これはもう国民の義務でございますし、やはりぴしゃっとした形で納期までに納めていただくという形でなければ私はならんと思っております。

そういう形の中で住改資金と非常に額が大きくて、いろんな諸問題で払えてなかったというようなことで、住改資金に関してはいいんじゃないかと。例えば、誓約書を入れて、そして誓約どおりに入っておるとというのが、ある程度、一定期間、やっぱり置かなきゃいかんだと思います。誓約書入れて1回、2回じゃなくて、まあ半年なら半年ずっと、その誓約で入ってくるという形で、そして、なお、そこで工事のいわゆる落札の機会を与えて、そこで、もし落札できた場合、工事を行って、工事金の一部、また入れていただくと。そうすることによって、住改資金が私はいわゆる一応、払われてくるというふうな考え方で、それをひとつ議会の冒頭、そういうひとつの考え方でいったらどうだろうかということで、皆さんに問題提起をして、もし異論がなければそういうふうにやっていこうというふうに考えておるところでございますし、まあ税金は、これも当然、税金とか、まあ水道代は、これはもう全部払わなければとめております。3カ月払わなければとめるし、絶対に払うようなシステムになってきておるようでございます。

あと家賃、業者の方が家を借りて、まあ町営住宅を借りてという方は、そういないようでございますし、そこんところは、全部やっぱり、もし借りた方がおれば、当然、やっぱり完納してもらわなきゃいかんなど。家賃ちゅうのは額的に少のうございます、家賃とか。税金にしても、納期内に本当はちゃんと払ってもらえれば、ある程度、支払い能力のある形で税金は課税されておりますんで、それはそれでやっぱりまじめにちゃんとやっていただくということが前提になるうかと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） それでは、町長の今の話ですと、住宅資金等に関する分だけという感じがするんですけど、それ、そうですかね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的にはそういう形で考えていただければいいんじゃないかなと思います。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） はい、わかりました。

手を緩めるのは、確かに町民にとってもいいと思うんですけども、やっぱりそのところは、ちゃんと線を引かないと、これはだめ、これはいいよというその等の境をきちんと決めたほうが私はいいと思います。今後もよろしく願いいたします。今後については、もういいです。

次に、林業の振興についてということで通告をしております。1番目に森林組合についてということで質問をします。

この町と森林組合というこの関係は非常に密接な関係だと思います。林業に関することや、それに関する予算というのは、ほとんどといっていいぐらいすべて森林組合にゆだねるしかないと思います。そういうことをゆだねているのが現状だと思います。

まあ来年度の予算も見てみますと、補助金が300万円、それから今、緑の環境税が500円というのをみんな県民はすべて取られるとなっていますけども、そのお金の3,000万も入っておりますし、全部合わせると5,000万以上が森林組合に流れるお金だろうと思います。

で、役場の本所の敷地内に、豊築森林組合椎田支所というのがあります。そして、本庄のほうに旧築城町のほうに本庄に築城支所というのがあります。今、森林組合が、この事務所を1カ所に、1カ所廃止して1カ所にしようという話があるようです。あるというよりも、何か理事会で決定したということでございます。

しかも、この本町内にある旧椎田町森林組合ですね、その椎田支所を廃止して築城支所を残そうと。で、その今、支所に1人ずつぐらいしかいないんですけども、その人数をふやそうと。で、1カ所に集めようという話でございます。

で、先ほども言いましたように、行政と本当に密接な関係にあるというのが、産業さんの中にも、そういう林業に関する係の人もありますし、できれば本所の近くに事務所があってほしいと私も思いますし、恐らく町のその職員も思っていると思います。

ですから、この本庁内にある事務所をなきものにしてというのは、どうしても納得がいかないと思いますけども、町長の、町長としてはどう思っておりますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 合併して、支所廃止、支所廃止ということで、本来なら、2年前だったですかね、築城の本庄の支所を廃止するというふうなことが森林組合で何か話が出まして、これは、築城の方々が一致団結して支所廃止を食いとめたという形のものでございます。

そしたら、今度は椎田の支所を廃止すると、そんな話が森林組合でされたとかなんとか話は聞いていますけど、町のほうには一切まだそういう話は来ていないし、まあ、もしそういう廃止の方向になれば、やっぱり椎田の林家の方が立ち上がって反対をしていくと、築城のような形で存続をするような形ですべきではないかなと、私は。

私も一組合員でございますけど、私も、これはやっぱり合併して人数も少なくなっただけリストラ化してやっているじゃないかということで、なおかつまた支所を廃止しようというふうな考え方には反対しておりますし、なおかつ森林組合には事務費補助ということで300万ほどやっております。

昔は、単独のときは、旧椎田のときには50万しかやっておりました。それが300万にふえておるという形になって、そして、築上町の山は森林組合の全体の40%でございます。本所が本当は築上町にあってしかるような状況でもございますけれど、豊前にあるということでございますし、いろんな森林組合、また再編を考えてもらうような形が、私は必要じゃなからうかなと思っております。

貯木場の問題にしても、僕は旧大平のほうに貯木場をつくと、そんなことじゃ、何で向こうばかりつくるかということで、これもお話したと思っておりますけれども、森林行政というのが豊前東部に偏り過ぎておるということで、築上にやはり何らかの形で森林行政が潤うような形のものをつくんなさいということで物申しておるわけでございますけれど、支所廃止という形になれば私も反対しますし、やっぱりこれは林家の皆さんの力を総結集すべきであろうと思っておりますし、そこんところは、森林組合の総代さん、それから椎田出身の森林組合のいろんな関係者の方おられますんで、そこでやっぱり支所廃止の反対の声を高々と私は上げていただきたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 町長の気持ちはわかりました。

で、担当の課長さんにちょっとだけ聞きたいと思えます。

県の環境税というのが1人500円、先ほども言いましたように、県が徴収しているわけですが、その分が、来年度も調査業務委託料ということで3,000万円、これは森林組合に委託する分ですけども計上されておりますけども、これは調査だけなんですか。それとも、調査をして間伐とかそういった事業をやるお金まで入っているわけですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 産業課、中野です。3,000万の中には、来年度は60ヘクタールの調査を予定しております。それと、その調査が終わった後に、実際に今度は間伐とか作業道の設置とか、そういった事業も入ってくるものでございます。含めて3,000万ということで

す。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 含めて3,000万ということですね。

この3,000万は100%森林組合に委託しなければならないというようなあれが、県のほうからあるんですかね、通達というか、そういうやり方というか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 産業、中野です。森林組合でなくても、できる業者であれば構わないわけですが、実際、もう森林のどこにどの方の山があるとか、そういう調査をもう手馴れておりますので、例えば、ほかのコンサルとかに委託するよりも森林組合に頼んだほうが早くできるということと、それだけの実績があるということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） はい、わかりました。

なぜこんなことを聞くかと言いますと、森林組合に3,000万といいますが、そこに1人、ここに1人というぐあいに、本当に少ない人しかいないわけですよ。それで、この町内の調査をしるというのは、非常に厳しいんじゃないかなというふうに思うんですよね。

それから、過去に椎田町時代ですけども、国調という調査をやりましたよね。そのときは、町の職員が山の中歩いて、リュックかかると、測量会社の人たちと一緒に、もうすごいやっていたよね。ああいうことを今、この役場でやるっちゃうことはできないんですかね。町長に。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、相当な人件費がかかるんで、それはちょっと不可能でございます。国から、その金が国土調査は国からちゃんとした補助金 comes 来ておりますけれども、今回の場合は、それは町の職員がやるっちゃうことになれば対象にはならないというふうになるんで。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 何か難しいですね。

私がおもうは、調査をばたばたやっしまえば、あとはどんどんどん事業が前向きに進むんじゃないかとそう思ったわけですよ、まあ、そういうこと。

それと、これから先、恐らく10年ぐらいは、これはまだ、調査と事業とはあるという話でございますけども、今、非常に不景気で失業した方が多いということで、農業とか林業とかというのが非常に注目されております。まあ、そういう人材を確保するために、まあ今が一番いい時期ですよということだと思っておりますよね。

それからまた、成長するためには、そういう1次産業が成長するためには、今が一番のチャンスであるというふうに思います。人材も集めやすいし、まあ、そういうことで築上町は農業、林

業、漁業と、この1次産業を推し進めることによって、ほかのところにはない安定した状況になれるのではないかと思います。

それで、雇用のことも書いておりましたけども、雇用について今後についてと書いておりましたけども、町のほうは、そういう1次産業に対する雇用の推進というか、そういったことを何かバックアップするような手だてはないんですか。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 今、国の補正予算で緊急雇用対策、経済対策が出ております。で、県のほうで臨時会が行われまして、基金ですか可決しました。それで、緊急雇用とふるさと創生雇用ですか、まあ課長のほうが詳しいですけど、二本立てでございます。それで、町のほうも両町、2つ合わせて2,500万円ほど、割り当てってというか内示が出ております。

それで、9月30日までの短期的な部分を最終日にわずかですけども上げさせていただきまして、そして各課から要望というか、緊急雇用の分について予算の部分はまた改めまして6月補正等上げて、雇用対策等をやっていきたいと思います。

県のほうがかなり大きな予算を取っております。今、農家とか認定農家とか、そういうところに声がかかっておりますので、農林から林業者というか、そこら辺に声がかかっているんじゃないかなと思っております。町じゃなくて、県のほうから大きな予算が入っておりますので、県のほうから流れているんじゃないかなろうかと思っておりますので、そこら辺、ちょっと確認していただければと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 今、こういうように農業、林業、漁業が今まではピンチでしたけども、それをチャンスに変えようということで、また、変えられる時期ということで、どうかこの第1次産業をもっともっと熱くしてほしいんですよ。ということをお願いします。

以上で終わります。

議長（成吉 暲奎君） お疲れさんでございました。

これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす11日に行います。

議長（成吉 暲奎君） 本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時25分散会